

なごみの里づくりプラン

第4次蘭越町地域福祉計画

「我が事」

「丸ごと」

～自らの問題として～

～地域みんなで支え合い～

『共生社会』

～共に生きる優しい社会～

令和6年3月

蘭越町

目 次

第1章 地域福祉計画について	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
（1）社会的背景・目的	2
（2）地域共生社会の実現	3
2 地域福祉に関して	4
3 計画の位置付け	5
（1）法的位置付け	5
（2）蘭越町における地域福祉計画の位置付け	6
（3）SDGsの理念	7
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	8
（1）策定委員会の設置	8
（2）アンケート調査の実施	8
（3）国・道との連携	8
第2章 蘭越町の状況	9
1 人口の状況	10
2 高齢者の状況	11
3 児童の状況	12
4 障がいのある人の状況	13
5 生活困窮・貧困	13
6 アンケート調査からみる状況	14
（1）調査概要	14
（2）調査結果	14
（3）調査総括	32
第3章 町が目指す地域福祉	35
1 基本理念	36
2 計画の基本目標	36
3 重層的支援体制整備に関して	38
（1）社会の現状と課題	38
（2）各事業の基本的な考え方	39
4 施策体系図	40
第4章 地域福祉の推進	41
基本目標1 理解と気づきのネットづくり	42
（1）情報の提供	42
（2）福祉・人権教育の推進	43
基本目標2 主体的な住民参加の促進と人材育成	45
（1）主体的な住民参加の促進	45
（2）地域福祉に関わる団体等の連携促進	47
（3）多彩な人材育成	49
基本目標3 全体性を支える相談・生活支援	50
（1）相談支援体制の充実	50

(2) 福祉サービスの充実	51
(3) 安心して利用できる体制づくり	52
(4) 保健・医療・福祉のネットワークの充実	53
基本目標4 地域で暮らし続けられる生活環境づくり	54
(1) 防犯・防災対策の充実	54
(2) 移動手段の確保	55
(3) 就労と社会的自立支援	56
(4) 住環境の整備	57
第5章 自殺対策計画	59
1 基本理念	60
2 基本方針	61
3 主な取組	62
(1) 地域におけるネットワークの強化	62
(2) 自殺対策を支える人材の育成	62
(3) 自殺の実態を把握し周知する	62
(4) 一人ひとりの気づきと見守りを促す	62
(5) 心の健康づくりの促進	62
(6) 適切な福祉サービスの提供	62
(7) 社会全体の自殺リスクを低下させる	62
(8) 児童・生徒及び若者の自殺予防対策を推進	62
第6章 計画の推進	63
1 計画の推進体制	64
2 計画の公表と進行管理	64
参考資料	65
1 蘭越町地域福祉計画策定委員会名簿	66
2 蘭越町地域福祉計画策定委員会の組織及び運営に関する規則	67



第1章 地域福祉計画について

第1章 地域福祉計画について

1 計画策定の背景と趣旨

(1)社会的背景・目的

全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、住民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

これまで、国では高齢者、障がい者、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきましたが、その一方で、介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)や障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱え、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

こうした課題に対応するためには、公的支援とともに地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことが重要です。このことにより、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含めた誰もが役割を持つことで、それぞれが、日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるものと考えられます。これからは、生活の基盤である地域における高齢者、障がい者、子どもなどを含めた世代や背景の異なる全ての人々の人と人とのつながりがより一層重要となっていきます。

国では、平成 28 年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を目指す方向性が示されました。

そして、平成 30 年4月に施行された社会福祉法等の改正において、「市町村による地域住民と行政等の協働による包括的支援体制づくり」や「福祉分野に係る共通事項を記載した地域福祉計画の策定」の努力義務化、「共生型サービス」の創設等が定められるとともに、令和3年4月に施行された社会福祉法等の改正において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「市町村の包括的な支援体制の構築の支援」等が定められ、新たな事業として、「重層的支援体制整備事業」が創設されるなど、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな地域福祉施策が進められています。

この度の計画策定は、平成 30 年 3 月に策定した「第3次蘭越町地域福祉計画」が令和5年度に計画終了となることから、近年の国・道の動向を踏まえ計画を見直すとともに、「第3次蘭越町地域福祉計画」の進捗状況の評価を行い「第4次蘭越町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。



(2)地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。国は、この地域共生社会の実現を目指す取り組みを進めています。

蘭越町においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。「第4次蘭越町地域福祉計画」は、蘭越町における地域共生社会を目指す上での、ひとつの指針となるものです。

「地域共生社会」の実現に向けた主な動向	
平成 28 年	6 月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定) に地域共生社会の実現が盛り込まれる
平成 29 年	6 月 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布 (平成 30 年 4 月施行)
	9 月 地域力強化検討会 (地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会) 最終とりまとめ
	12 月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知 (策定ガイドライン) の発出
平成 30 年	4 月 改正社会福祉法の施行
令和 2 年	6 月 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布
令和 3 年	3 月 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正を通知 「重層的支援体制整備事業」の創設に合わせた策定ガイドラインの改定
	4 月 改正社会福祉法の施行 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」が改正



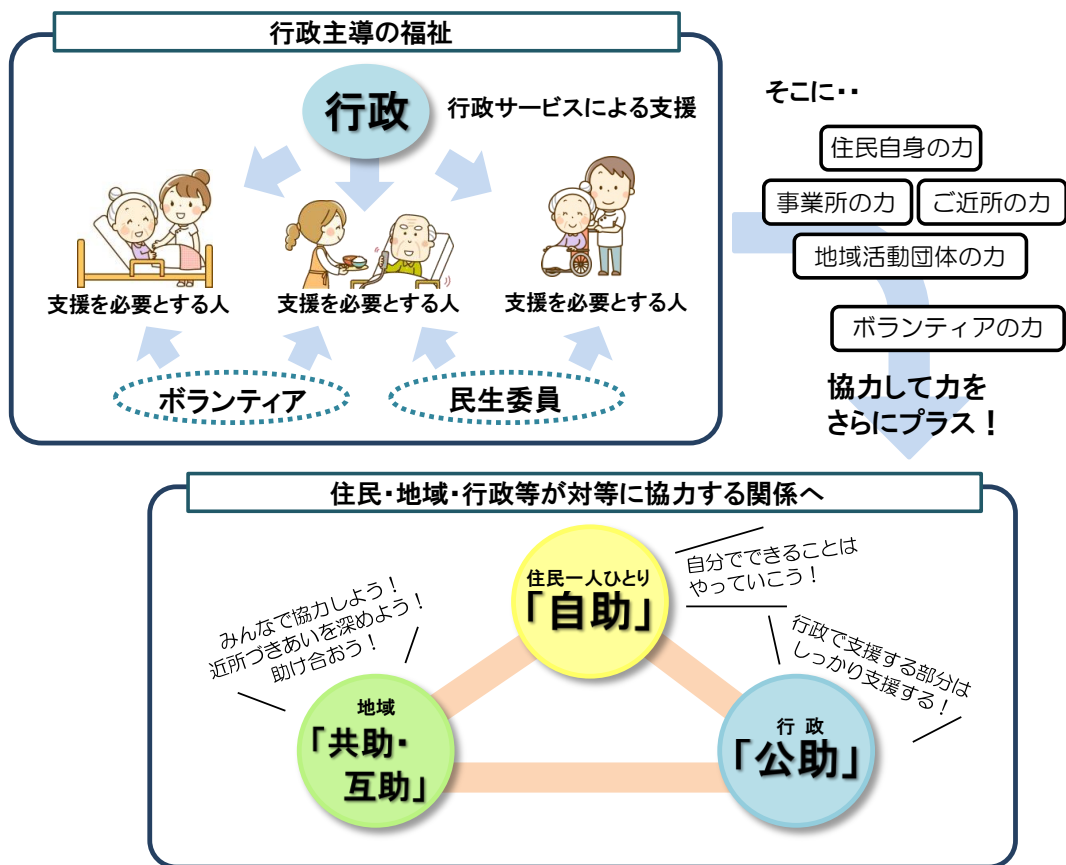
2 地域福祉に関して

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるように、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことを言います。

その「地域での支え合い」を含め、住民と行政とが協働しながら、どのように地域福祉を進めていくか定めたものが地域福祉計画です。

地域福祉の考え方



自助とは……個人や家族による支え合い・助け合い(自分でできることは自分です)

共助・互助とは…地域社会における相互扶助

(隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う)

地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え

(「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う)

公助とは……公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供
(行政でなければできないことは、行政がしっかりと)

3 計画の位置付け

(1)法的位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな生活課題を明らかにし、その解決に向けた取組を示す計画です。

改正社会福祉法 抜粋（令和 3 年 4 月 1 日施行）

（ 地域福祉の推進 ）

- 第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（ 市町村地域福祉計画 ）

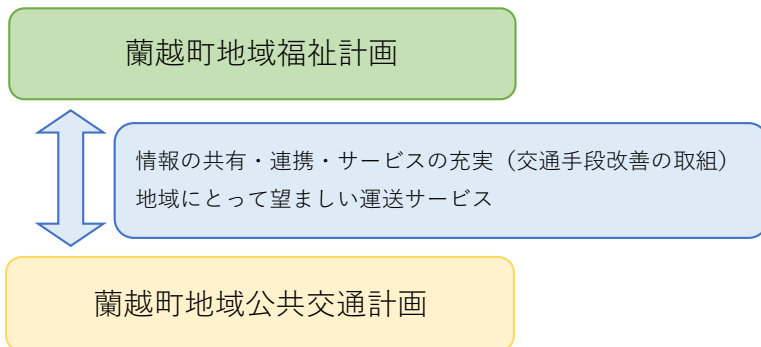
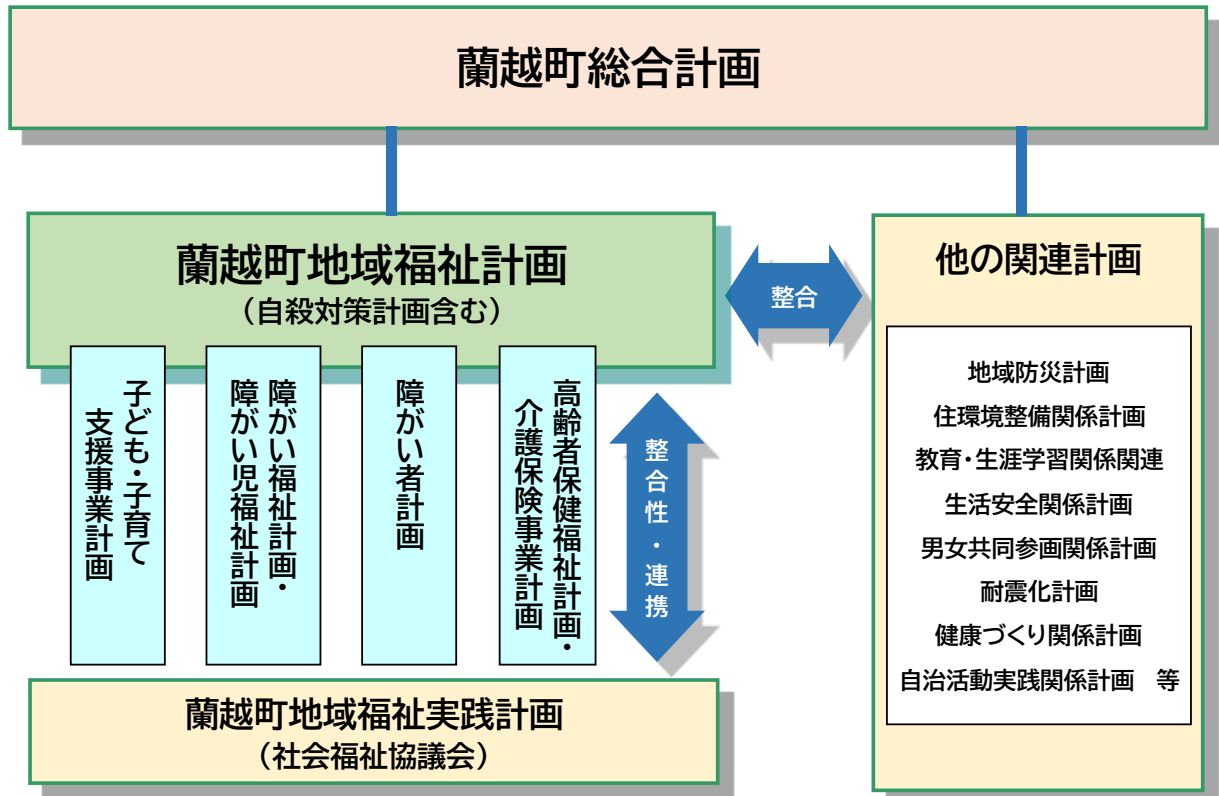
- 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- (1)地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2)地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4)地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5)地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 蘭越町における地域福祉計画の位置付け

「蘭越町地域福祉計画」は、「蘭越町総合計画」を上位計画とした計画であり、高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障がい福祉等、他の福祉分野における行政計画(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画)等との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

なお、本計画の一部に、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「自殺対策計画」を含みます。

また、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく、市町村における「地方再犯防止推進計画」を包含します。



再犯防止推進計画	再犯防止に向けた蘭越町の推進計画	犯罪をした人の中には、貧困や依存、厳しい生活環境や高齢者、障がい者などの福祉的な支援が必要な人がいることから、再び犯罪に手を染めることのないよう、地域社会からの孤立を防ぐ支援・協力が必要となっています。蘭越町では、更生保護活動への支援を行い、再犯防位と社会復帰の支援に努めます。
----------	------------------	---

(3)SDGsの理念

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、平成 27 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、令和 12 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本計画においても、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和 11 年度までの6年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

	平成 30 年度	~	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	~
第3次	計画期間										
第4次			見直し	計画期間							
第5次									見直し	計画期間	



5 計画の策定体制

(1)策定委員会の設置

「社会福祉関係の事業者」、「社会福祉に関する活動を行う者」、「学識経験者」、「公募により選考された者」などから構成される「蘭越町地域福祉計画策定委員会」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定いたしました。

(2)アンケート調査の実施

蘭越町に居住する方を対象に、アンケート調査を実施し、地域福祉推進についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料としました。

(3)国・道との連携

計画策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定を行います。



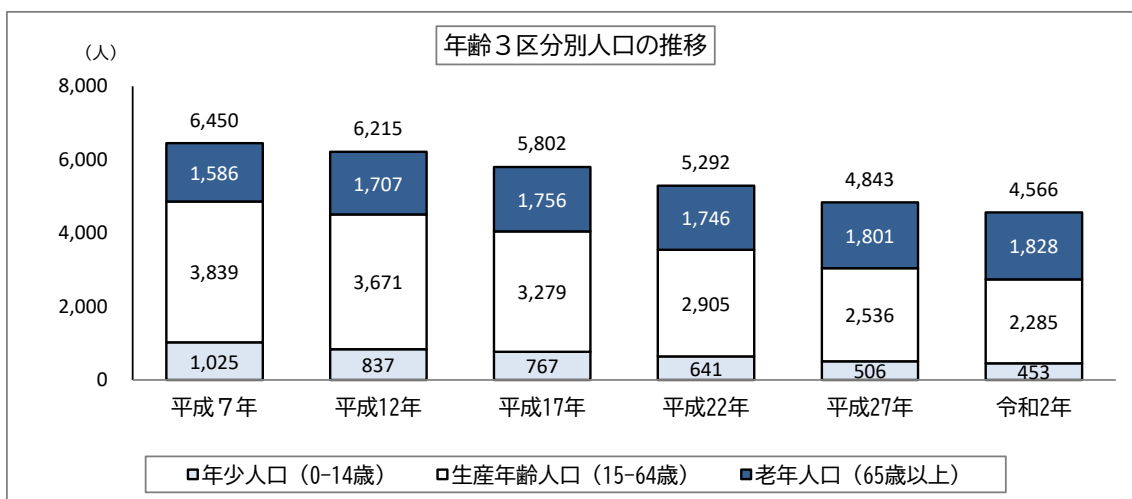
第2章 蘭越町の状況

第2章 蘭越町の状況

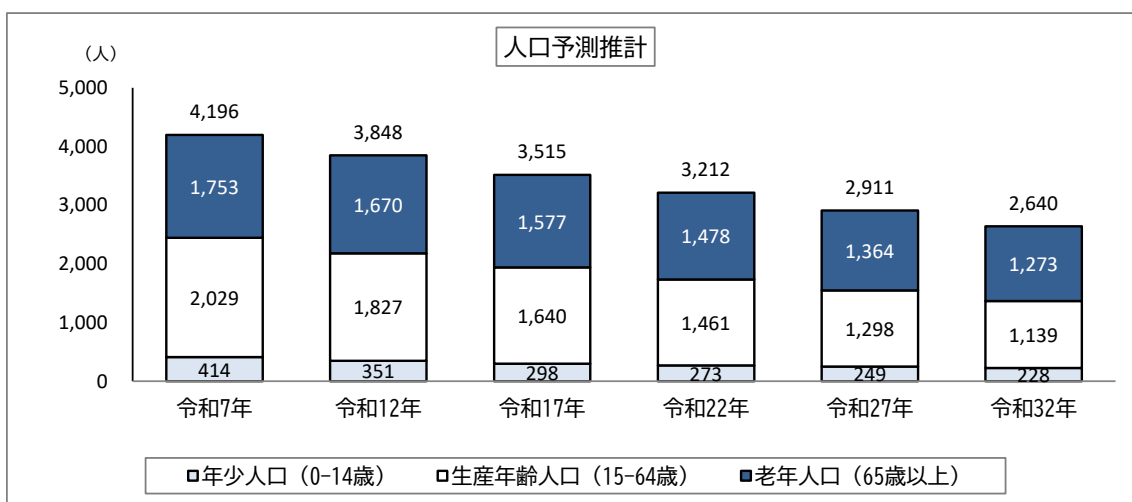
1 人口の状況

蘭越町の人口は、平成7年から令和2年の25年間で1,884人減少しました。年齢3区分でみると、65歳以上の高齢者人口は242人増加しているのに対し、15歳未満、15～64歳の人口は減少し続けました。

将来の人口推計によると、今後も人口は減り続けていくことが予想されるため、人口減少に対応できる地域づくりを検討していく必要があります。



資料：国勢調査

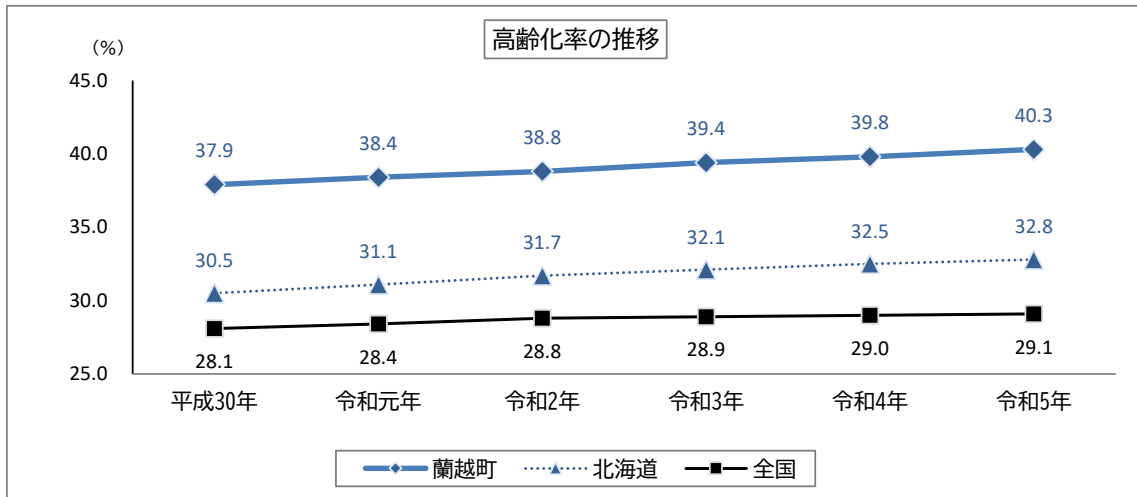


資料：国立社会保障・人口問題研究所

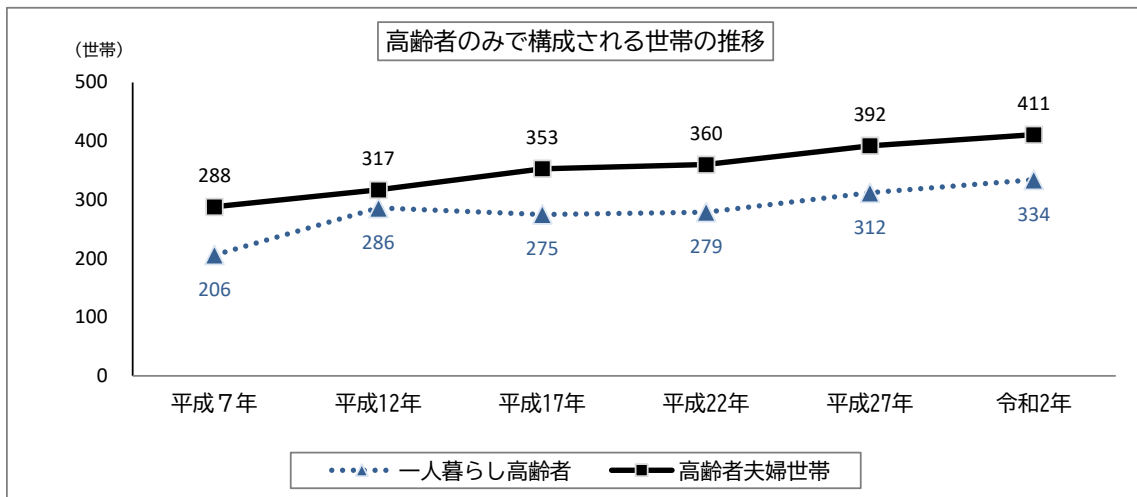
2 高齢者の状況

蘭越町の65歳以上の人口割合(高齢化率)は 40.3%(令和5年)となっており、全国平均や北海道平均より高く、今後も高齢化率が進展していくことが予想されます。

また、高齢者世帯数が増加傾向にあるため、今後は、地域での見守りや助け合いの取組が一層重要になってきます。



資料：北海道の高齢者人口の状況（各年1月1日現在）

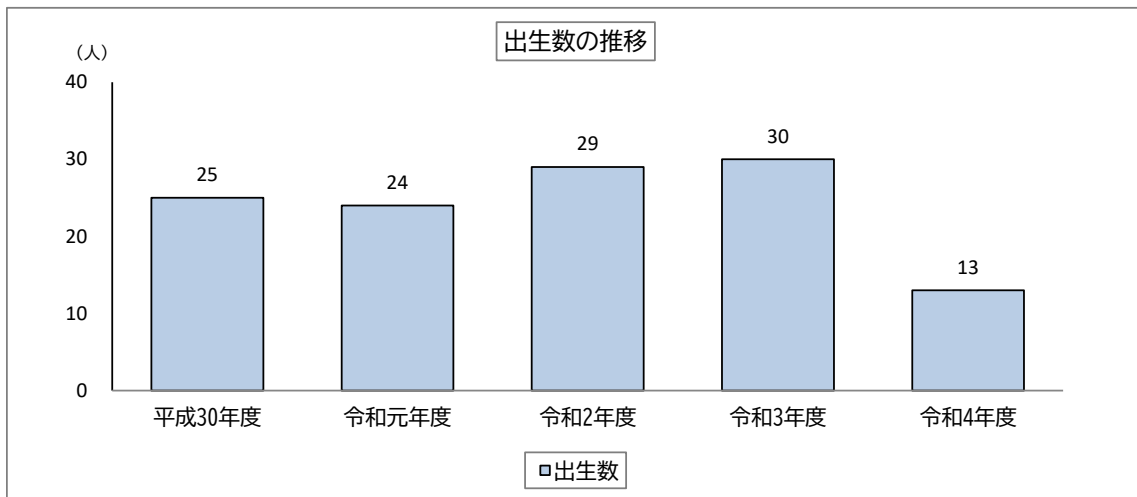


資料：国勢調査

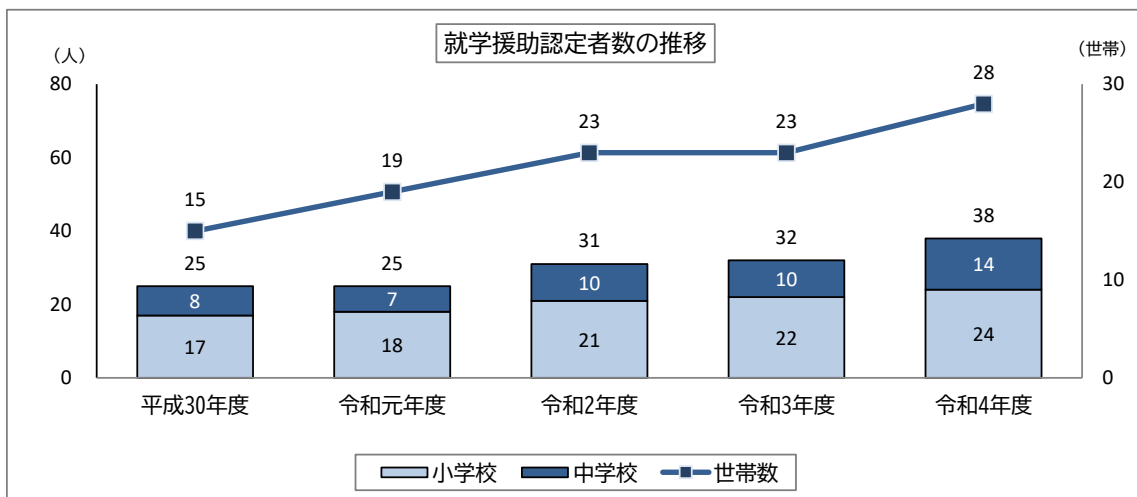
3 児童の状況

蘭越町の出生数は平成30年度の25人から令和3年度の30人と増加傾向で推移していましたが、令和4年度には減少し13人となっております。

また、就学援助認定者数は、年々増加傾向で推移し、38人28世帯(令和4年度)となっております。



資料：蘭越町(各年度合計)

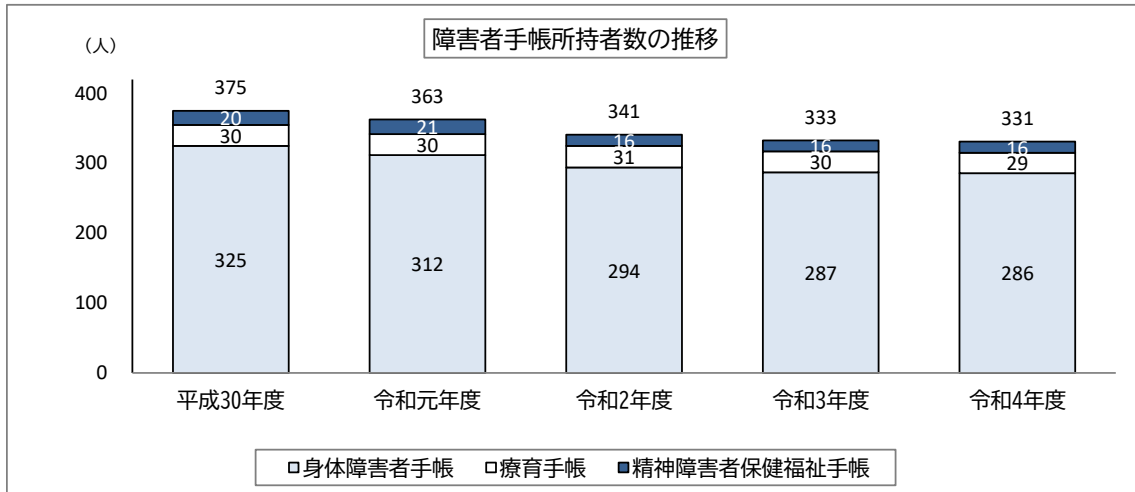


資料：蘭越町(各年度末)

4 障がいのある人の状況

障がいのある人(障害者手帳所持)は、平成30年度の375人から令和4年度の331人と減少傾向で推移しています。

手帳の内訳では、身体障害者手帳は減少傾向で推移していますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は、ほぼ横ばいで推移しています。

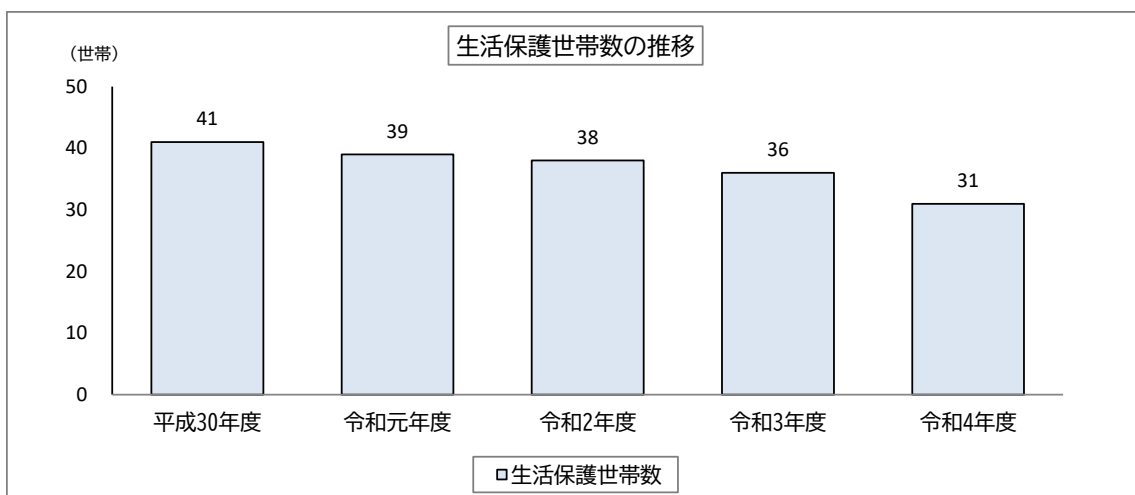


資料: 蘭越町(各年度末)

5 生活困窮・貧困

蘭越町における生活保護を受給している世帯数は年々減少傾向で推移し、31世帯(令和4年度)となっています。また、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援の強化にも取り組むことが求められています。

生活困窮や貧困は、複合的な問題を抱えるケースが少なくないため、地域と行政が連携して一体的に支える取組が必要です。また、子どもの貧困が全国的に問題となっており、家庭ごとの事情に合わせた柔軟な対応と自立支援の取組が求められています。



資料: 蘭越町(各年度合計)

6 アンケート調査からみる状況

(1)調査概要

① 調査目的

本調査は、「第4次蘭越町地域福祉計画」を策定するにあたり、地域福祉推進についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料とするために実施しました。

② 調査概要

- 調査対象者 蘭越町在住の20歳以上の方の中から1,000人を無作為抽出
- 調査方法 郵送による配布、回収調査
- 調査時期 令和5年11月～12月

③ 回収結果

調査対象者数	回収数	回収率
1,000	484	48.4%

④ 集計上の注意

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、全ての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図表中の”n=”は、各設問の対象者数を表しています。

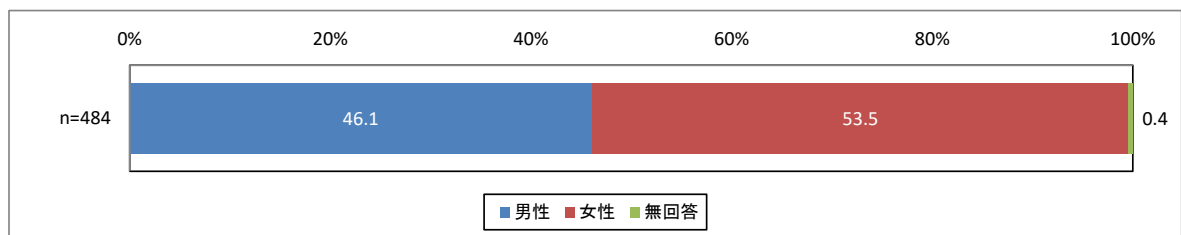
(2)調査結果

①回答者の属性

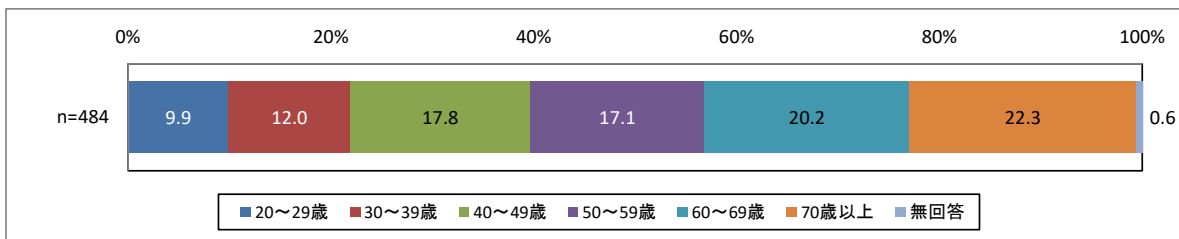
アンケート調査の回答者をみると、「男性」より「女性」が多くなっており、年齢では「70歳以上」の高齢者が最も多く60歳以上で全体の4割以上を占めます。

居住年数は、「30年以上」居住されている方が全体の半数近くを占めています。

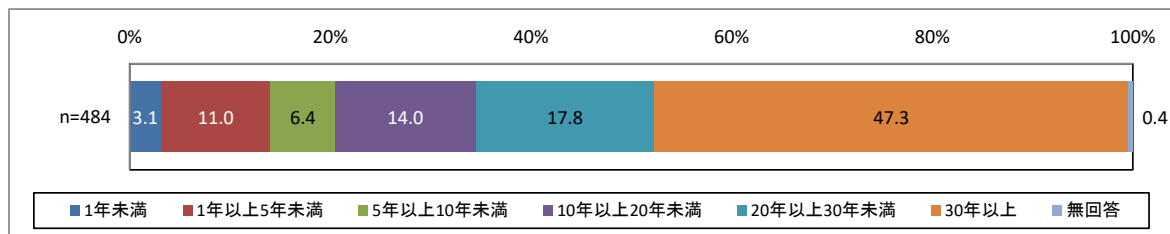
【性別】



【年齢】



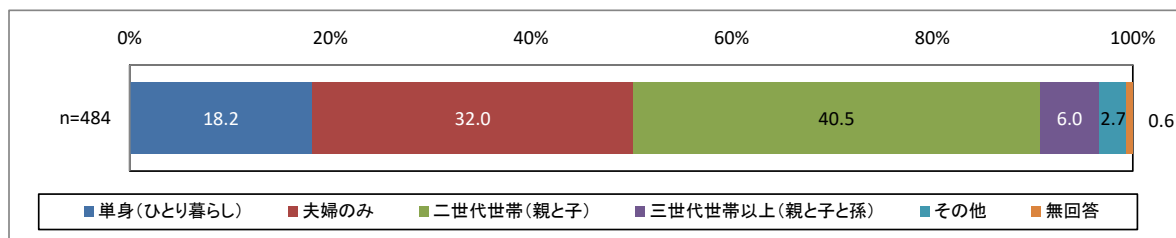
【居住年数】



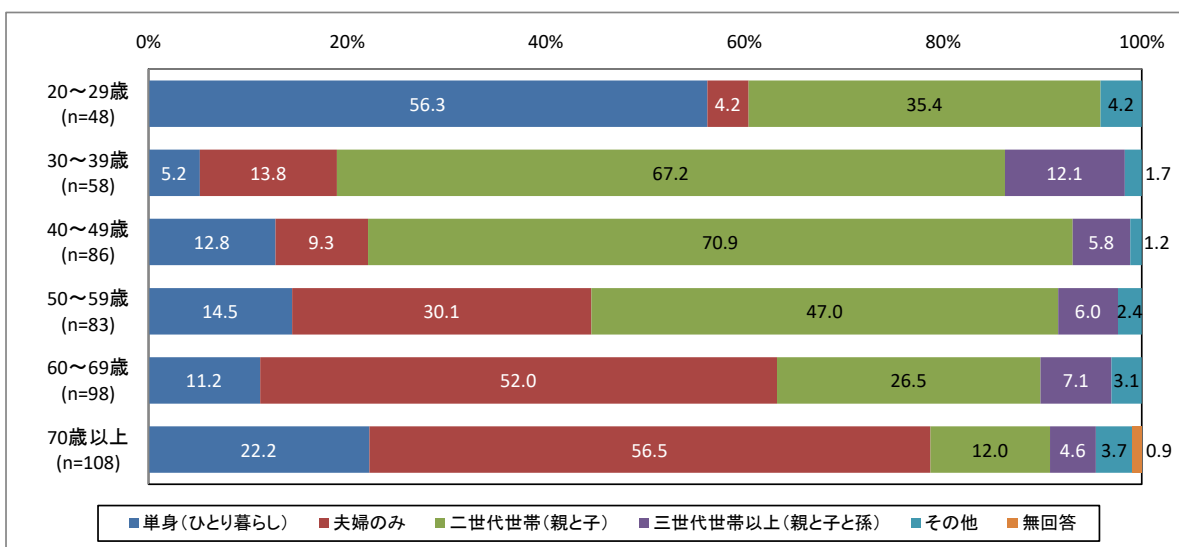
家族構成は「夫婦のみ」が60歳以上の高齢者に多くみられ、また「ひとり暮らし(単身)」が「70歳以上」の方に多くみられることから、高齢者のみの単身世帯や夫婦のみ世帯が多い状況がみられます。

核家族化の進展及び高齢化により、今後、家族だけでは必要な支援を充足できない世帯が増加していくことが見込まれますので、有効な支援体制を構築していく必要があります。

【家族構成】



【家族構成 年代別】

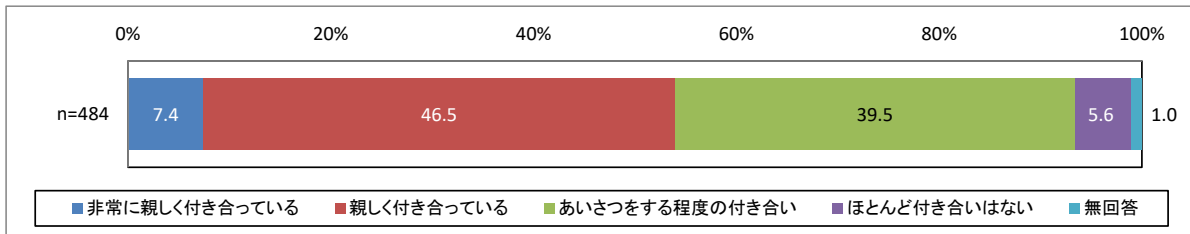


②「地域」との関わりについて

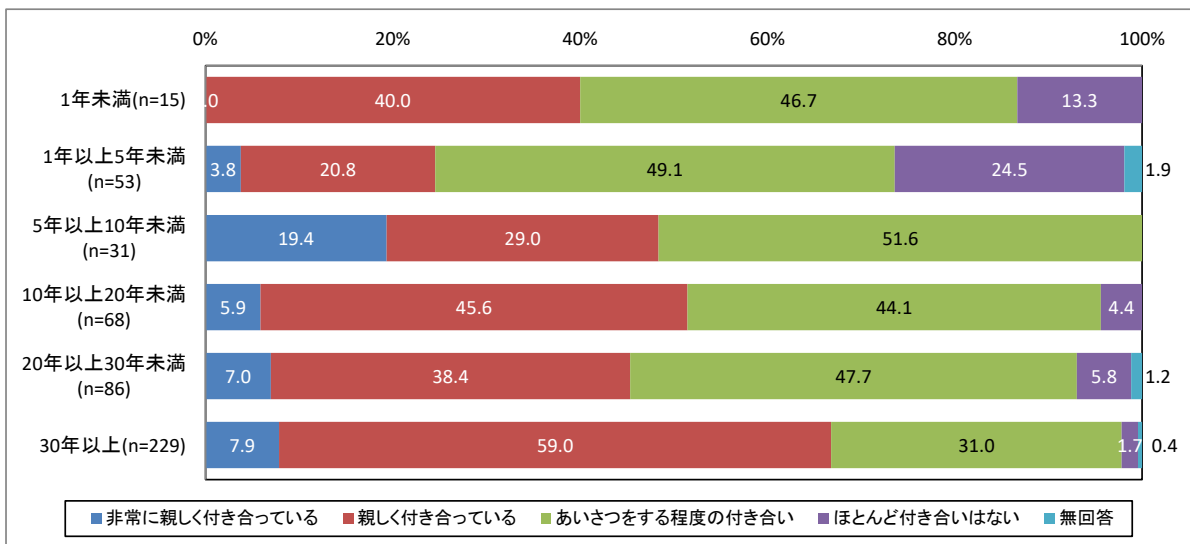
近所づきあいの状況では、「親しく付き合っている」と「非常に親しく付き合っている」をあわせて『親しく付き合っている』とした方が半数程度となっています。

特に、「居住年数が少ない方」は、「ほとんど付き合いはない」の割合が多い事から、こういった方々の近所づきあいが大切になってきます。

【近所づきあいの状況】

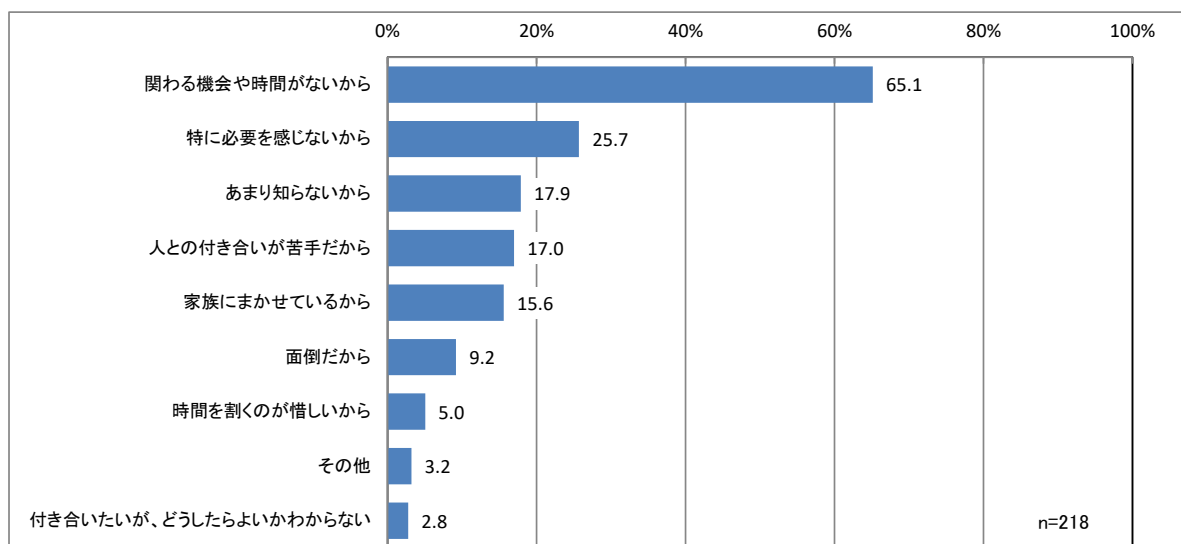


【近所づきあいの状況 居住年数別】



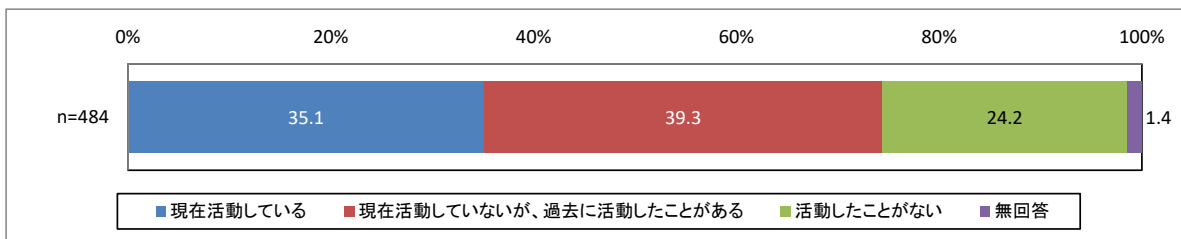
近所づきあいが無い理由としては、「関わる機会や時間がないから」「特に必要を感じないから」などの割合が多くなっています。

【近所づきあいが無い理由】

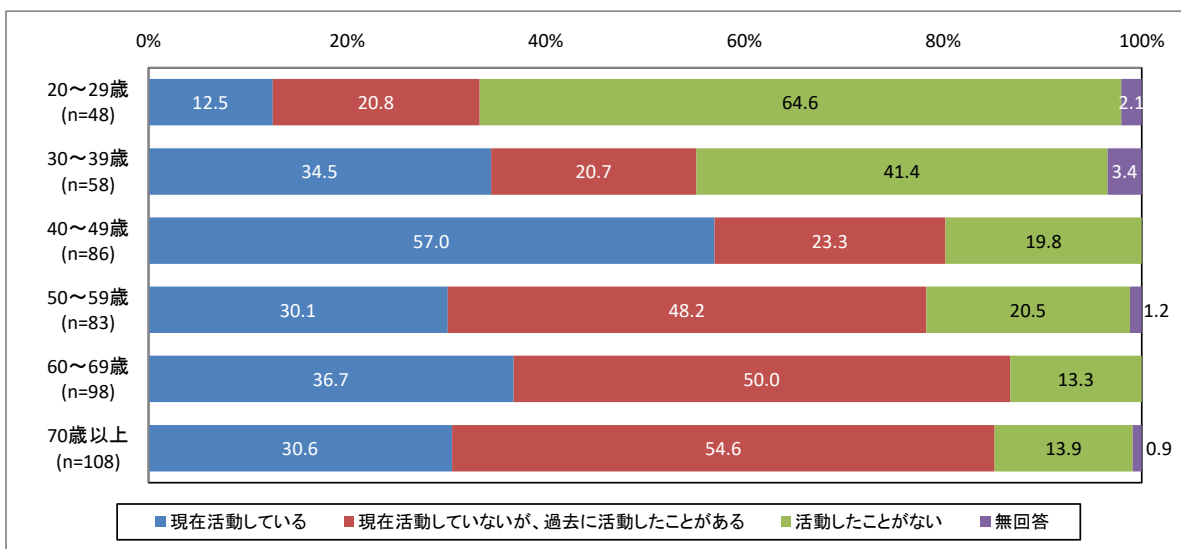


地域活動の参加状況では、「現在活動していないが、過去に活動したことがある」が4割近くと最も多くなっていますが、「活動したことがない」も2割強みられます。特に「10～30 歳代」の若い世代で「活動したことがない」の割合が多くなっています。

【地域活動の参加状況】

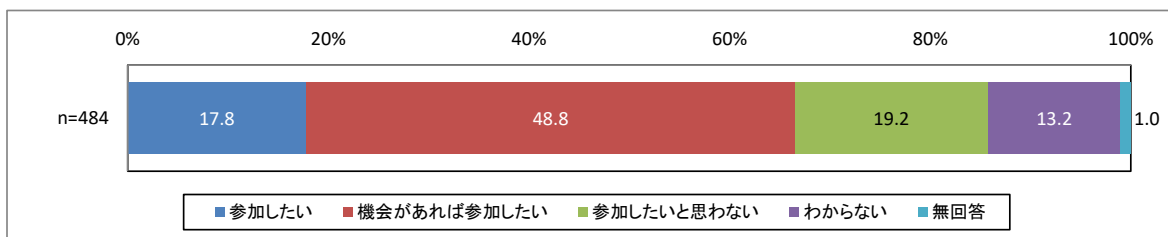


【地域活動の参加状況 年代別】



一方、地域活動への今後の参加希望では、「機会があれば参加したい」が最も多く、「活動はしたことがないが参加したい」と考えている人が参加しやすいような環境の整備が必要です。

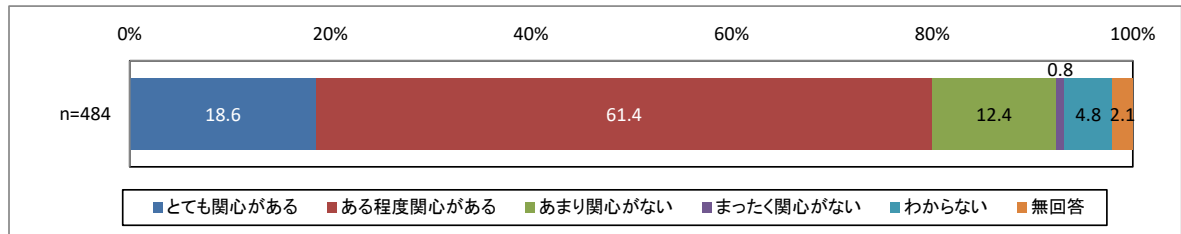
【地域活動への今後の参加希望】



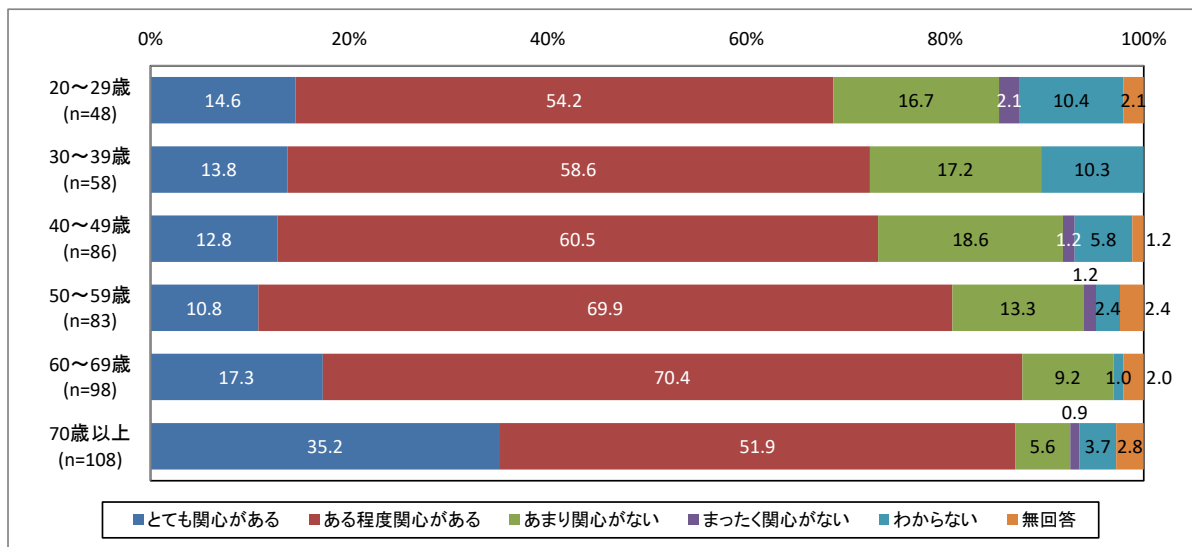
③「福祉」について

福祉への関心度については、「とても関心がある」と「ある程度関心がある」をあわせた『関心がある』人の割合が8割以上となっており、福祉への関心がある人が多くなっていますが、「あまり関心がない」とした回答が若い世代に多くみられることから、若い世代の福祉への関心を高めることが重要となってきます。

【福祉への関心度】

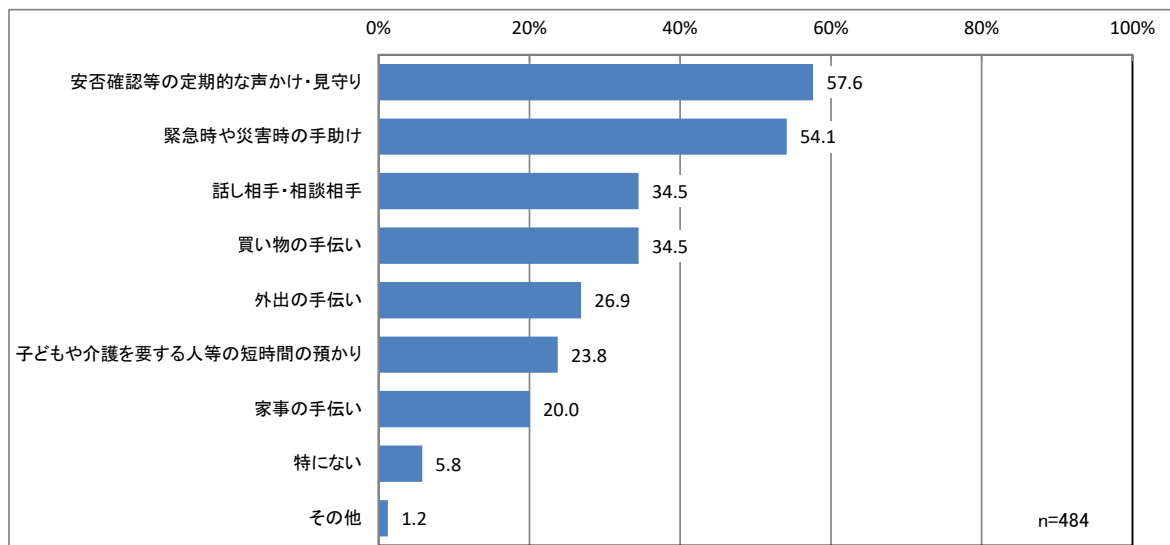


【福祉への関心度 年代別】

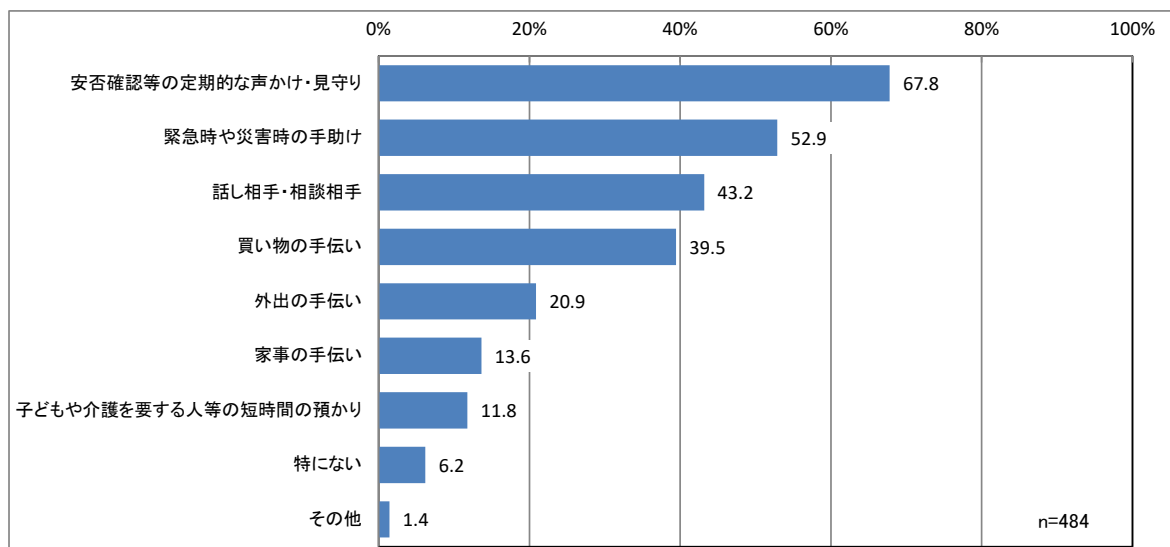


「日常生活上の支援が必要になったとき地域の人にしてほしい支援」「日常生活上困っている人がいた場合にできると思う支援」とともに、「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」「緊急時や災害時の手助け」「話し相手・相談相手」などが上位を占めていることから、支援してほしい方と支援できる方をうまくつなげていくことができるような施策や取組が必要だと考えられます。

【日常生活上の支援が必要になったとき地域の人にしてほしい支援】

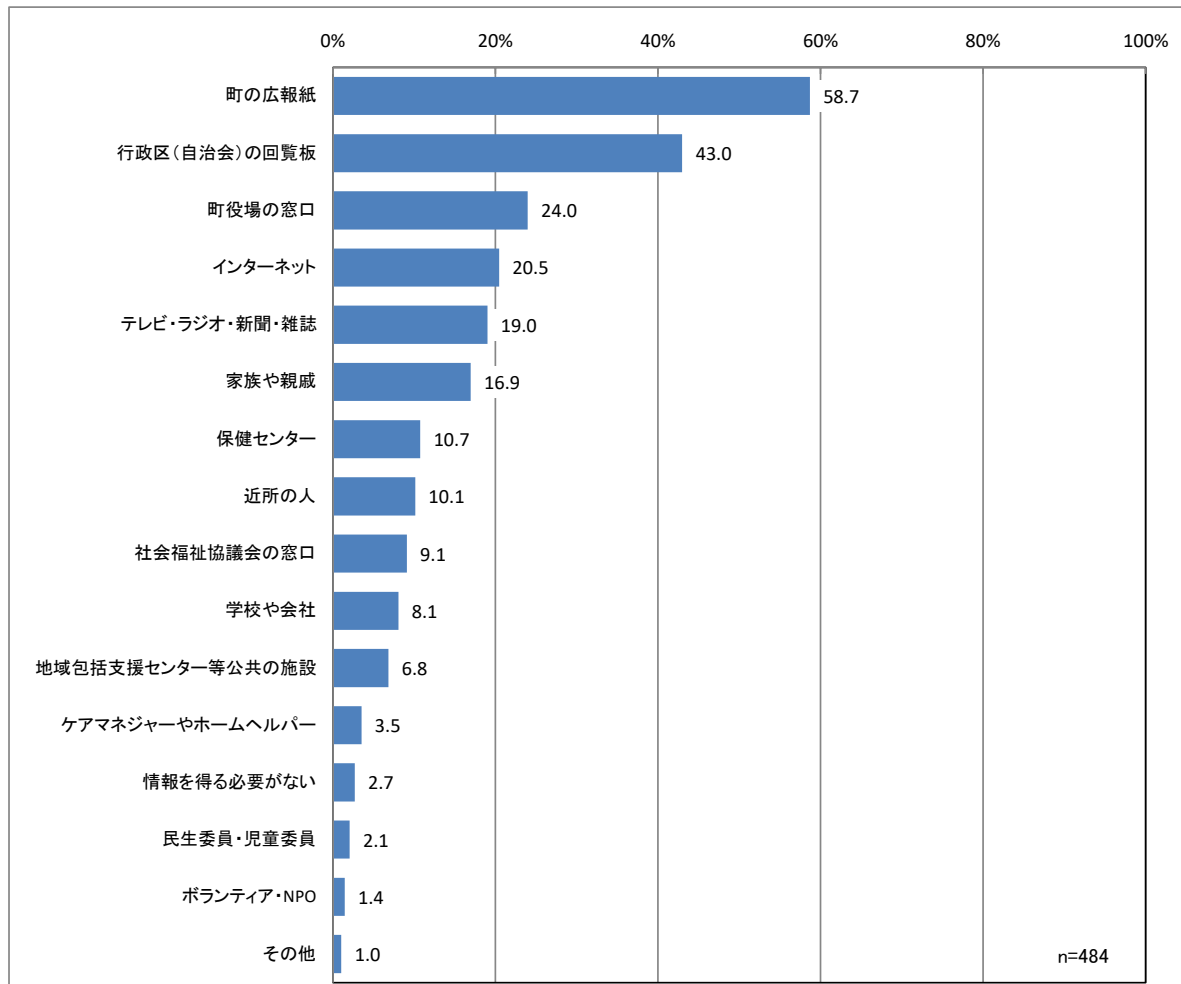


【日常生活上困っている人がいた場合にできると思う支援】

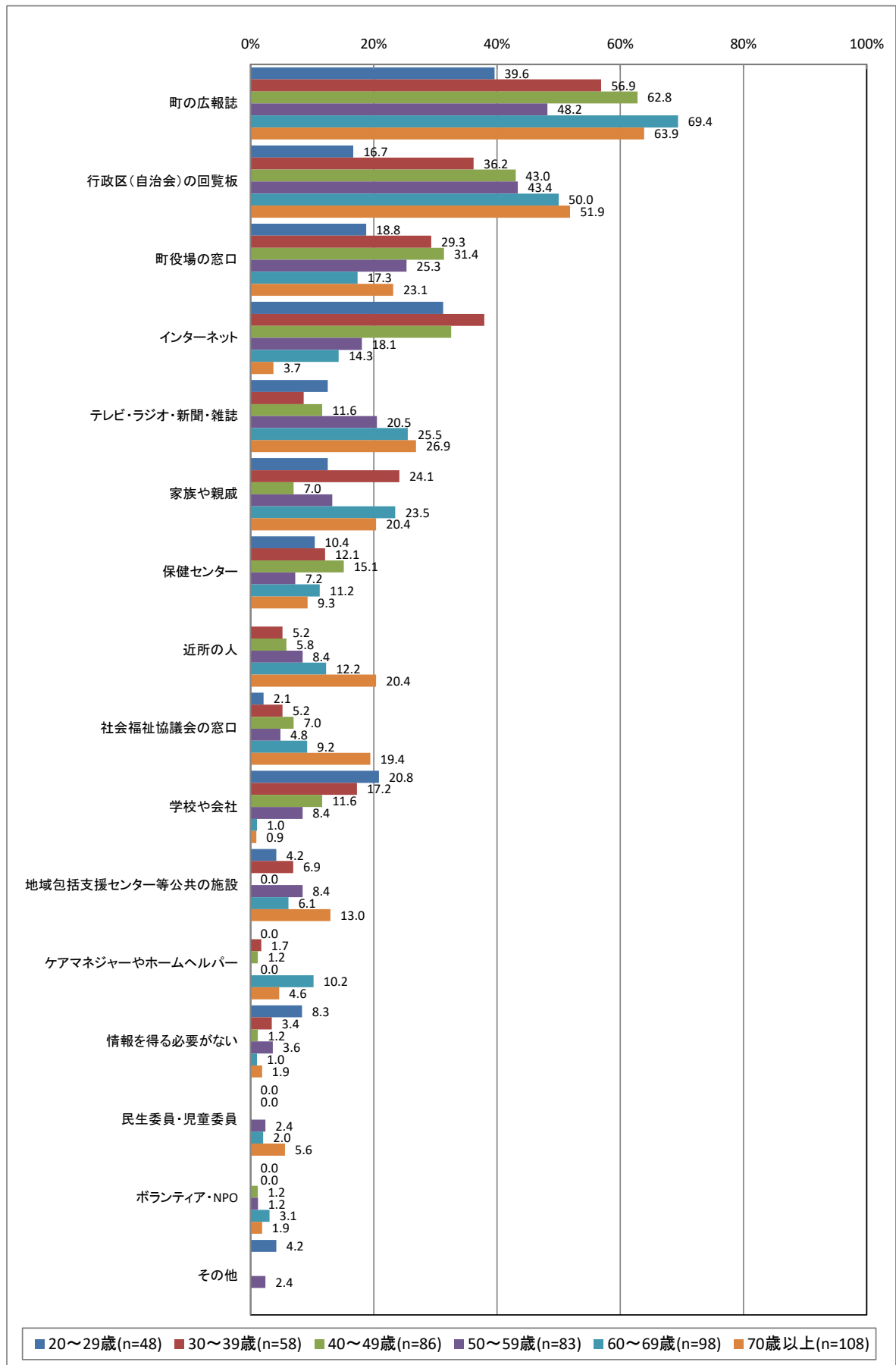


「福祉サービス」に関する情報の入手先では、「町の広報紙」が6割近くで最も多く、次いで「行政区(自治会)の回覧板」、「町役場の窓口」の順となっています。年代別でみると、「社会福祉協議会の窓口」で年齢の高い方が多く、「インターネット」では年齢が低い人が多くなっています。このことから、若い人への広報・啓発手段として、ホームページや SNS などのインターネット媒体の利用が有効だと考えられます。

【「福祉サービス」に関する情報の入手先】

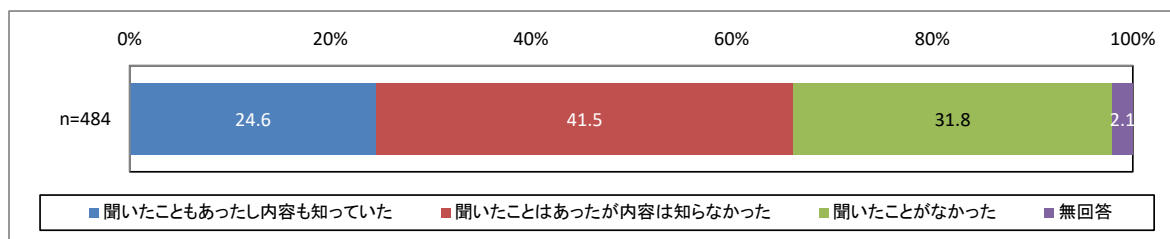


【「福祉サービス」に関する情報の入手先 年代別】



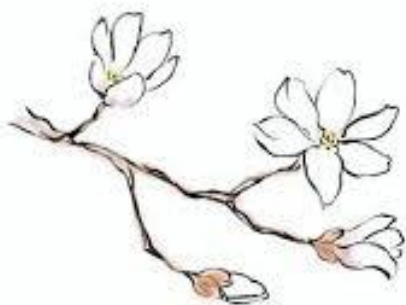
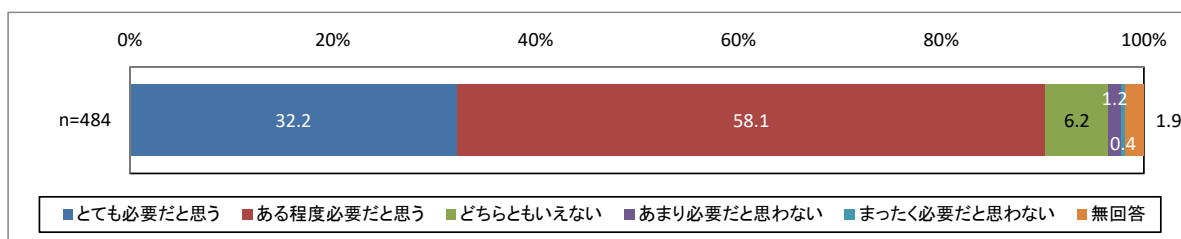
「地域福祉」について、「聞いたことはあったが内容は知らなかった」と「聞いたことがなかった」をあわせた『内容は知らなかった』の回答が7割以上となっていることから、「地域福祉」に関する広報啓発が必要です。

【「地域福祉」について】



また、生活課題に対する住民同士の助け合いや支え合いの必要性では、「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」をあわせた『必要だと思う』の回答が9割以上となっており、地域での支え合いや助け合いが重要視されている現状がみられます。

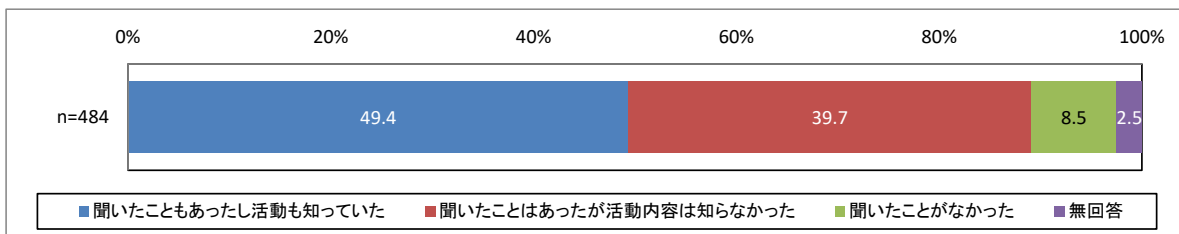
【生活課題に対する住民同士の助け合いや支え合いの必要性】



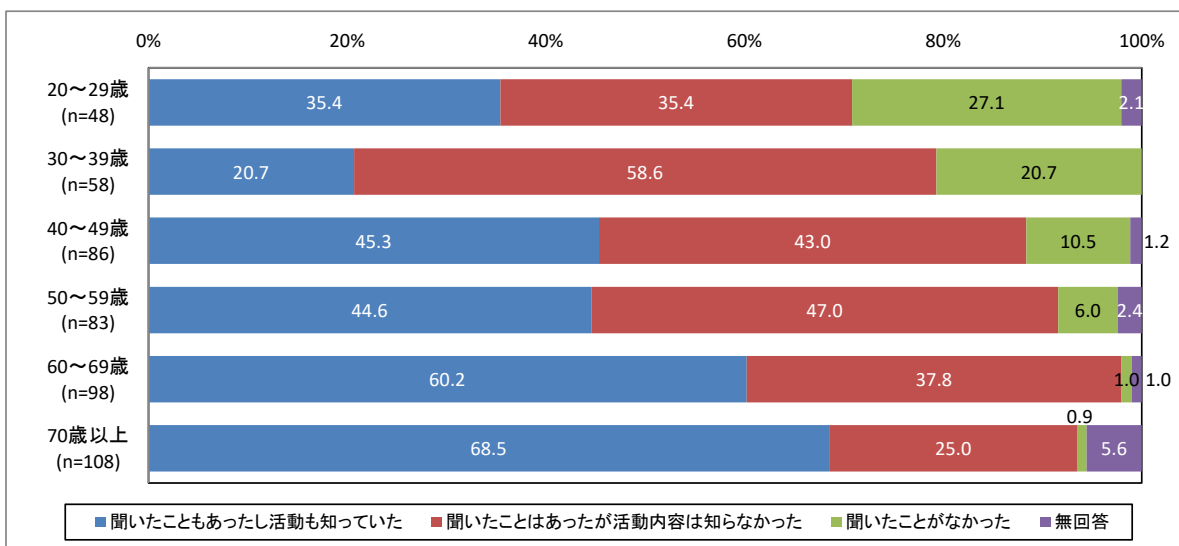
④地域福祉に関わる機関や団体について

「社会福祉協議会」の活動内容に関して、「聞いたこともあったし活動も知っていた」は 49.4%、「民生委員児童委員」の活動内容に関して、「聞いたこともあったし活動も知っていた」は 44.8% となっています。また、どちらも「聞いたこともあるし活動も知っている」の割合は高齢者ほど多くなり、若い方は活動内容をあまり知らないという現状がみられます。

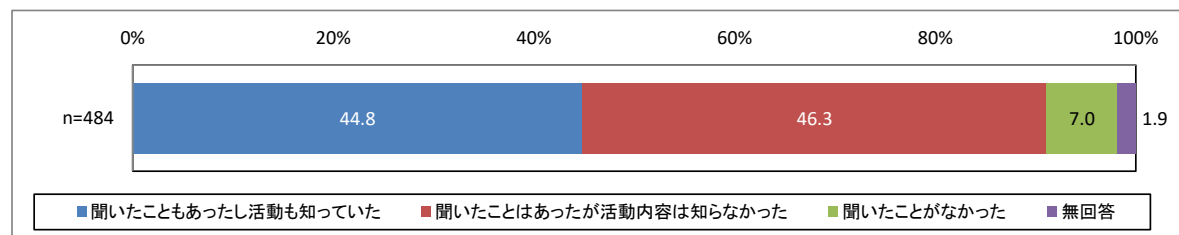
【「社会福祉協議会」の活動内容】



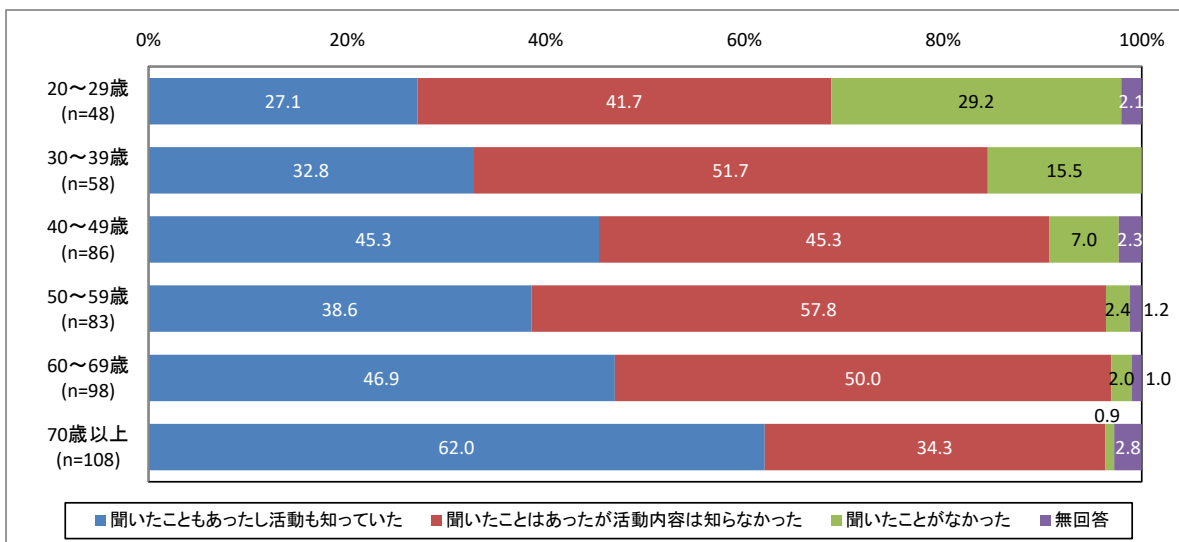
【「社会福祉協議会」の活動内容 年代別】



【「民生委員児童委員」の活動内容】

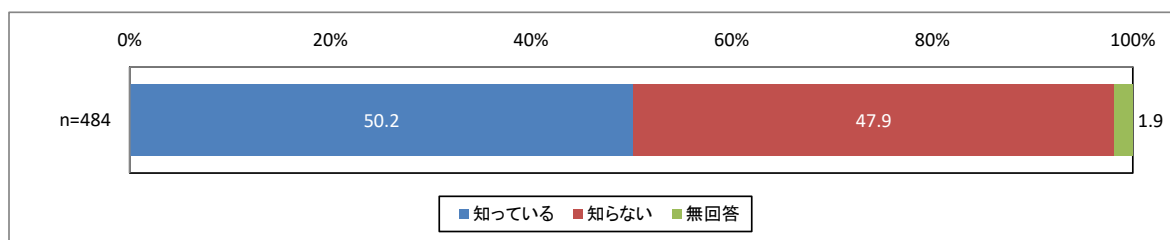


【「民生委員児童委員」の活動内容 年代別】

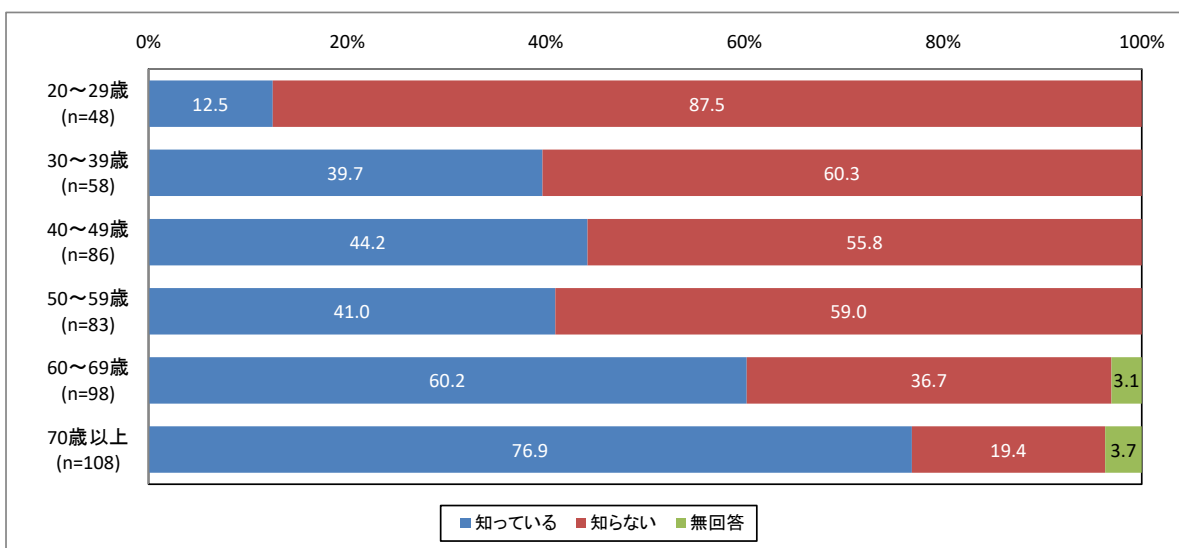


担当の「民生委員児童委員」に関しては、「知っている」が50.2%、「知らない」が47.9%と「知らない」が5割近くとなっています。また、「知らない」の割合は年齢が低くなるほど多くなり、担当の「民生委員児童委員」も若い方ほど知らないという結果になりました。

【担当の「民生委員児童委員」に関して】



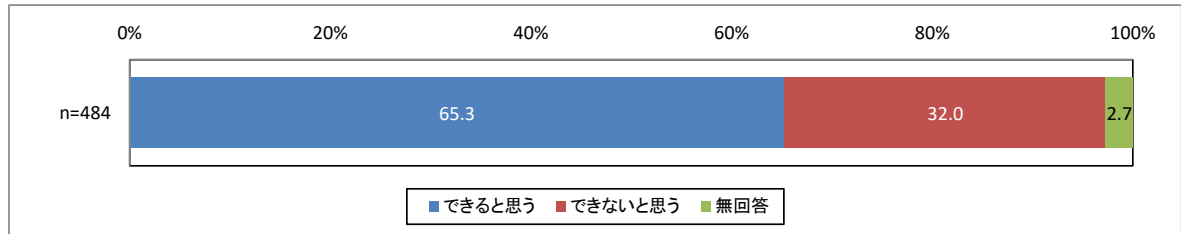
【担当の「民生委員児童委員」に関して 年代別】



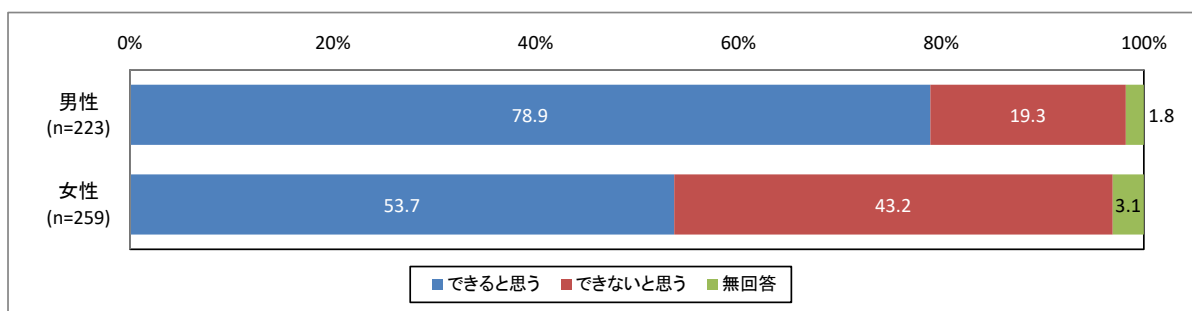
⑤災害時の避難について

災害時の避難に関して、「できると思う」が7割近くと多くなっていますが、「できないと思う」も3割以上みられます。「できないと思う」は「女性」に多く、年齢では「30歳代」の比較的若い世代に多いとした結果になりました。

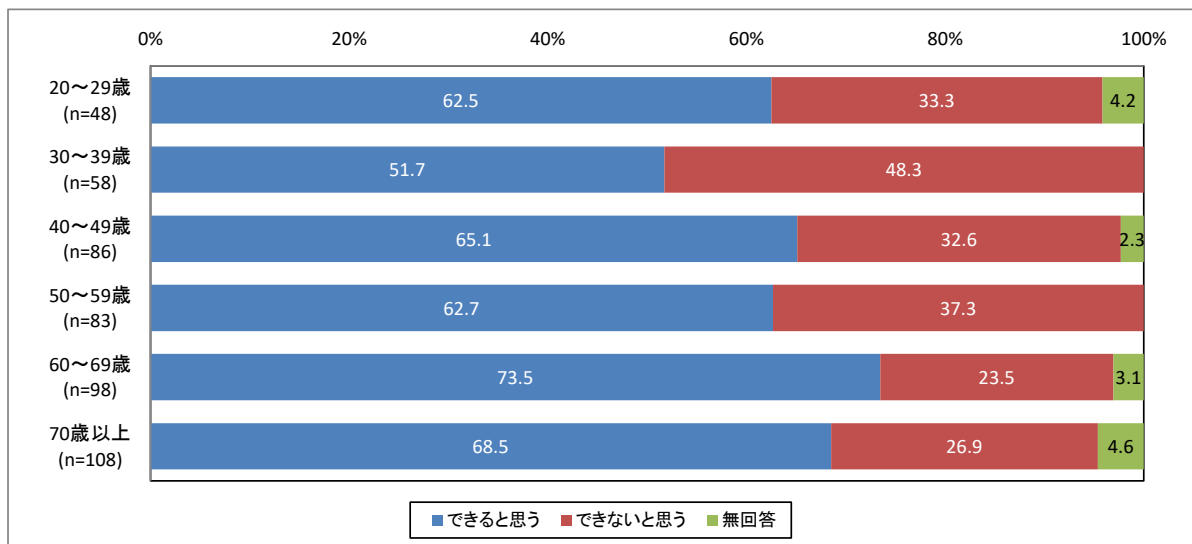
【災害時の避難に関して】



【災害時の避難に関して 性別】

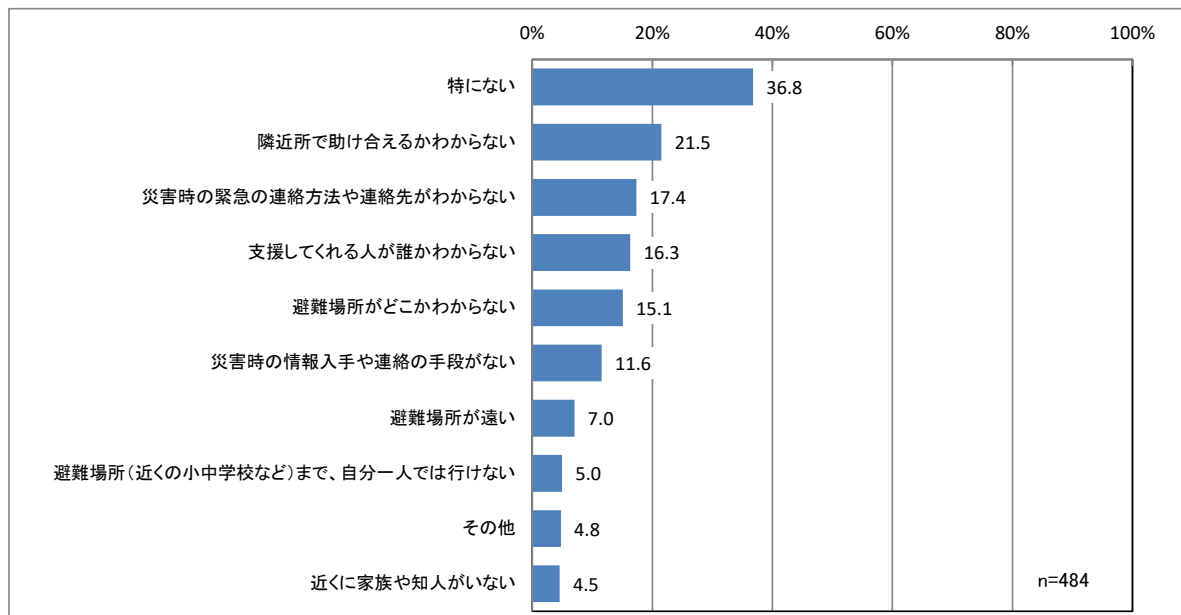


【災害時の避難に関して 年代別】

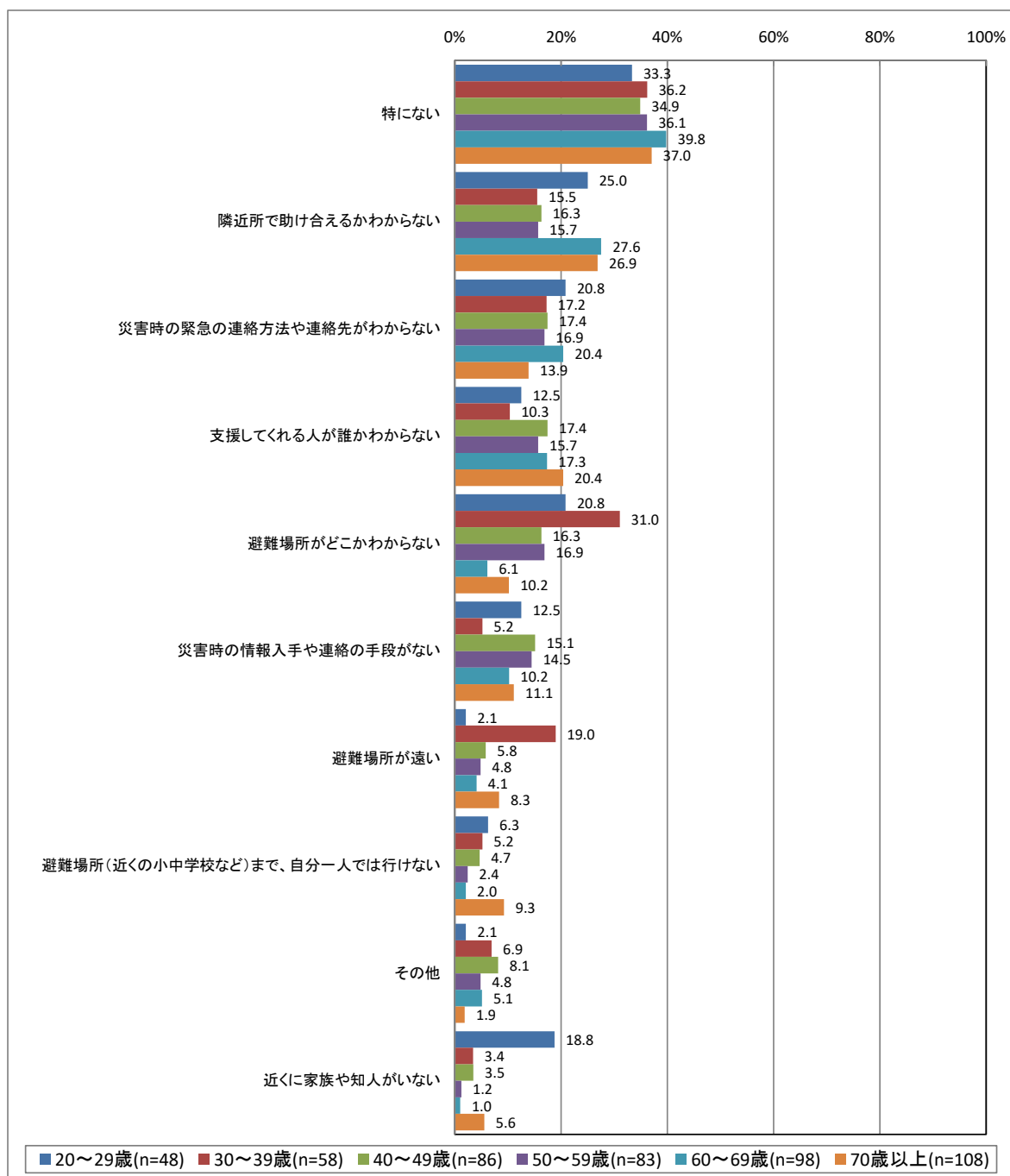


災害時に困ることとしては、「隣近所で助け合えるかわからない」、「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」などが多くっており、「避難場所がどこかわからない」で「10～30歳代」の若い世代に多くみられます。

【災害時に困ること】



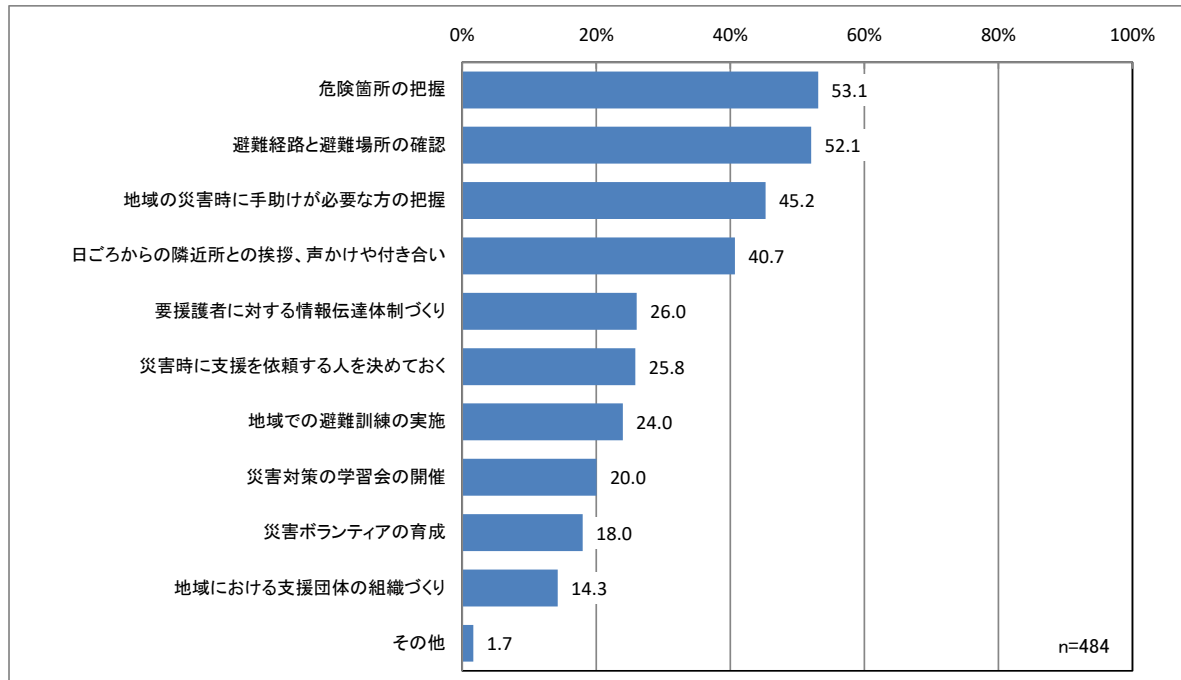
【災害時に困ること 年代別】



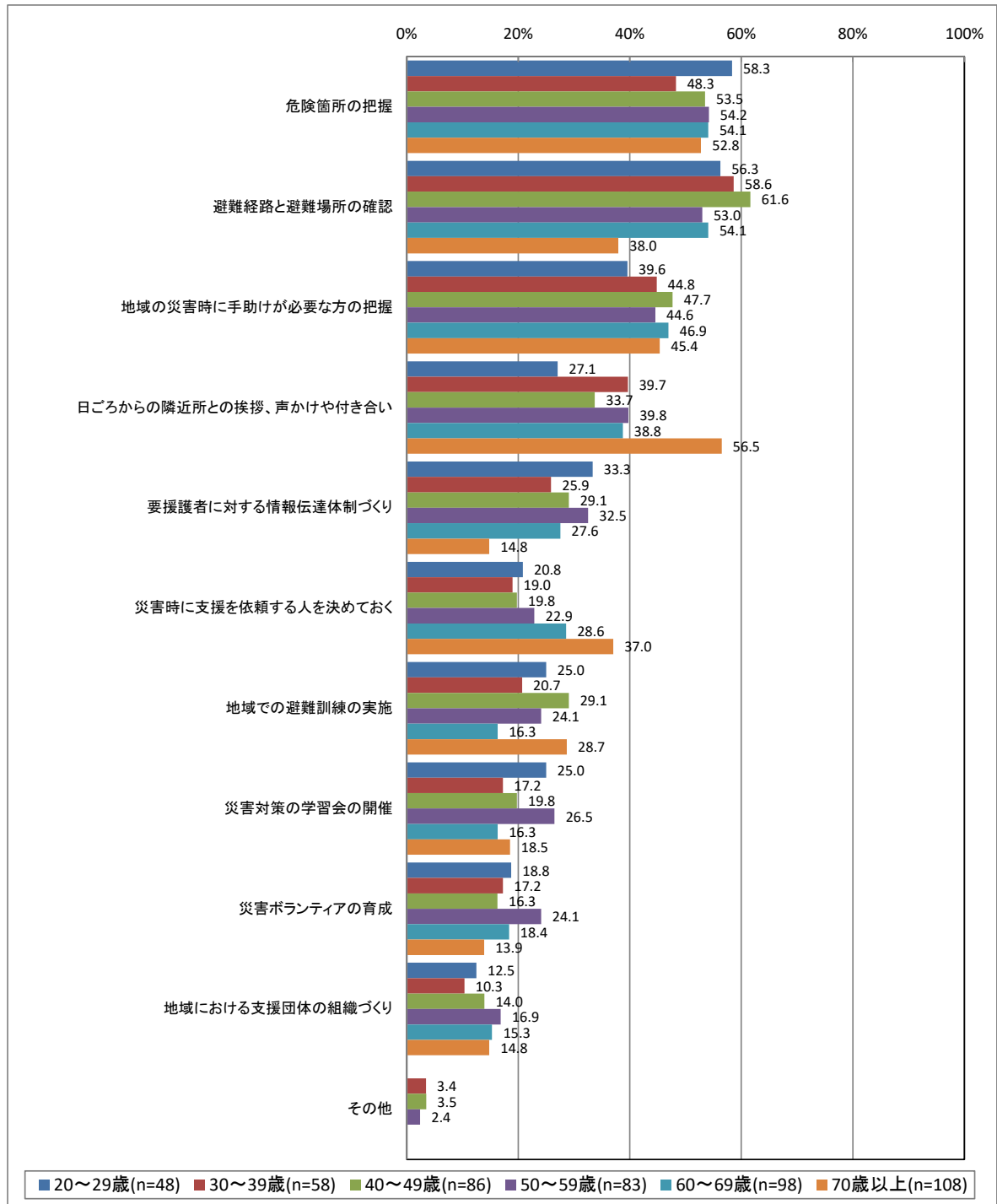
災害時の備えとして重要なことでは、「危険箇所の把握」が半数以上と最も多くなっており、年代別では「災害対策の学習会の開催」「避難経路と避難場所の確認」「危険箇所の把握」において、若い世代の割合が多くなっています。

このような現状から、若い方を中心にして避難場所を含めた災害に対する情報の更なる提供を行い災害に対する理解を深めていただくことが急務であると考えられます。

【災害時の備えとして重要なこと】



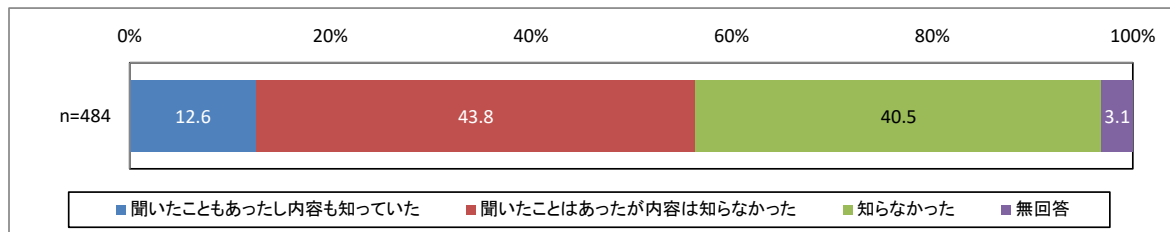
【災害時の備えとして重要なこと 年代別】



⑥生活困窮者の自立支援について

生活困窮者自立支援法(制度)に関しては、「聞いたことはあったが内容は知らなかった」と「知らなかった」をあわせた『内容を知らなかった』が8割以上と多くなっており、「聞いたこともあったし内容も知っていた」は12.6%と少なくなっています。

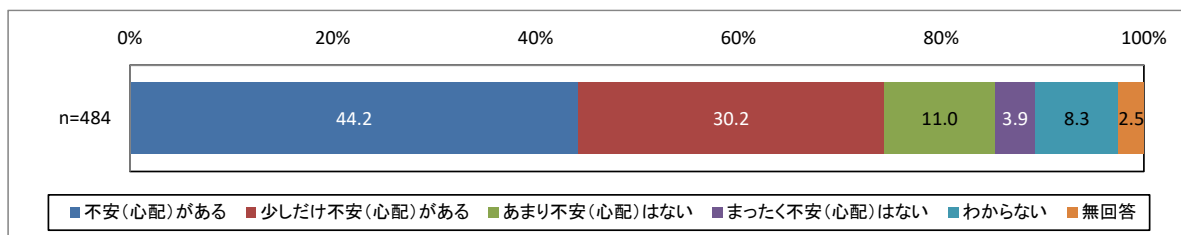
【生活困窮者自立支援法(制度)に関して】



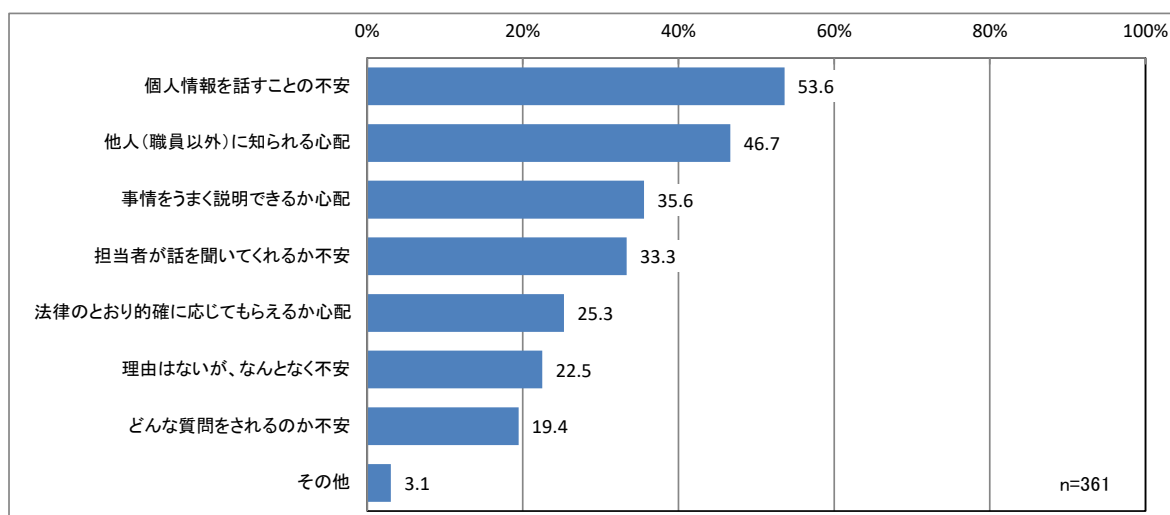
生活困窮相談の不安や心配の有無では、「不安(心配)がある」が44.2%と多くなっています。不安や心配の内容では、「個人情報話すことの不安」が半数以上と最も多くなっています。

生活困窮者に関する制度自体はもとより、守秘義務を含めた相談窓口に関する広報啓発が必要です。

【生活困窮相談の不安や心配の有無】



【不安や心配の内容】

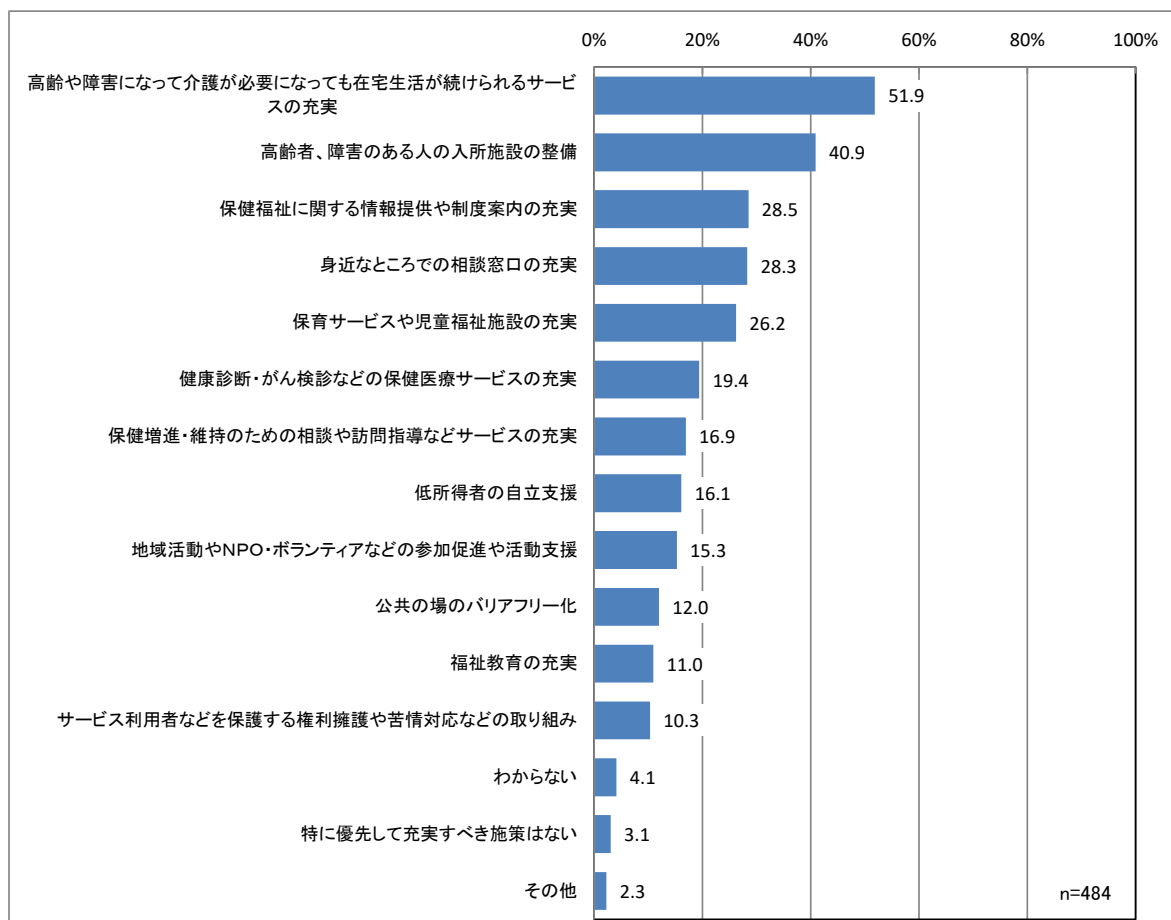


⑧今後の地域福祉のあり方について

今後、蘭越町が優先して充実すべき施策では「高齢や障がいになって介護が必要になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」が 51.9%で最も多く、次いで「高齢者、障がいのある人の入所施設の整備」40.9%と、高齢者及び障がい者施策への要望が高くなっています。

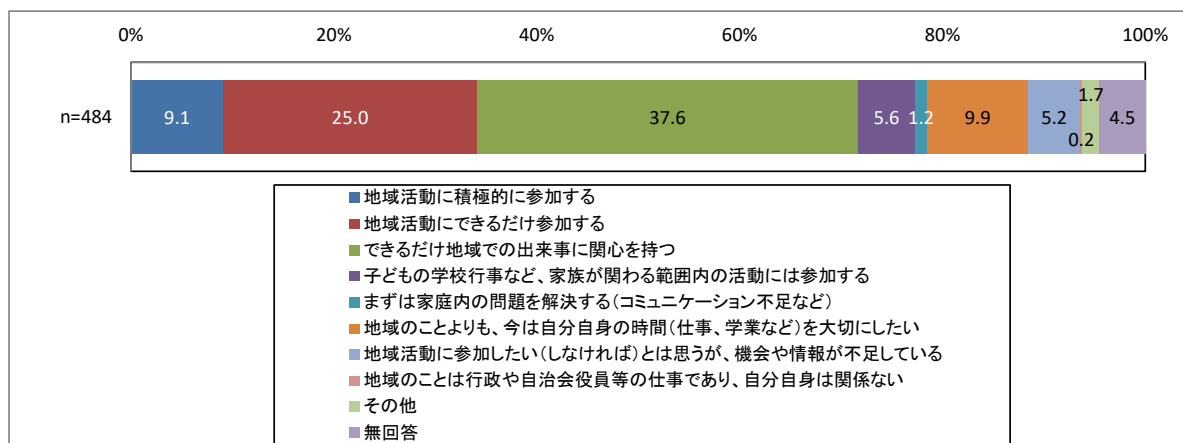
住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住民としてできることでは「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」、「地域活動にできるだけ参加する」など地域活動に関する回答が多くみられました。

【今後、蘭越町が優先して充実すべき施策】



住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住民としてできることでは「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」、「地域活動にできるだけ参加する」など地域活動に関する回答が多くみられました。

【住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住民としてできること】



(3)調査総括

①回答者の属性

アンケート調査の回答者をみると、「男性」より「女性」が多くなっており、年齢では「70 歳以上」の高齢者が最も多く 60 歳以上で全体の4割以上を占めます。

居住地区においては「蘭越」が8割以上を占めます。

家族構成は「夫婦のみ」が 60 歳以上の高齢者に多くみられ、また「ひとり暮らし(単身)」が「70 歳以上」の方に多くみられることから、高齢者のみの単身世帯や夫婦のみ世帯が多い状況がみられます。

居住年数は、「30 年以上」居住されている方が全体の半数近くを占めています。

核家族化の進展及び高齢化により、今後、家族だけでは必要な支援を充足できない世帯が増加していくことが見込まれますので、有効な支援体制を構築していく必要があります。

②「地域」との関わりについて

近所づきあいの状況では、「親しく付き合っている」と「非常に親しく付き合っている」をあわせた『親しく付き合っている』とした方が半数程度となっています。

特に、「居住年数が少ない方」は、「ほとんど付き合いはない」の割合が多い事から、こういった方々の近所づきあいが大切になってきます。

近所づきあいが無い理由としては、「関わる機会や時間がないから」「特に必要を感じないから」などの割合が多くなっています。

地域活動の参加状況では、「現在活動していないが、過去に活動したことがある」が4割近くと最も多くなっていますが、「活動したことがない」も2割強みられます。特に「10～30 歳代」の若い世代で「活動したことがない」の割合が多くなっています。

一方、地域活動への今後の参加希望では、「機会があれば参加したい」が最も多く、「活動はしたことがないが参加したい」と考えている人が参加しやすいような環境の整備が必要です。

③「福祉」について

福祉への関心度については、「とても関心がある」と「あるといど関心がある」をあわせた『関心がある』人の割合が8割以上となっており、福祉への関心がある人が多くなっていますが、「あまり関心がない」とした回答が若い世代に多くみられることから、若い世代の福祉への関心を高めることが重要となってきます。

「日常生活上の支援が必要になったとき地域の人にしてほしい支援」「日常生活上困っている人がいた場合にできると思う支援」ともに、「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」「緊急時や災害時の手助け」「話し相手・相談相手」などが上位を占めていることから、支援してほしい方と支援できる方をうまくつなげていくことができるような施策や取組が必要だと考えられます。

「福祉サービス」に関する情報の入手先では、「町の広報紙」が6割近くで最も多く、次いで「行政区(自治会)の回覧板」、「町役場の窓口」の順となっています。年代別でみると、「社会福祉協議会の窓口」で年齢の高い方が多く、「インターネット」では年齢が低い人が多くなっています。このことから、若い人への広報・啓発手段として、ホームページや SNS などのインターネット媒体の利用が有効だと考えられます。

「地域福祉」について、「聞いたことはあったが内容は知らなかった」と「聞いたことがなかった」をあわせた『内容は知らなかった』の回答が7割以上となっていることから、「地域福祉」に関する広報啓発が必要です。

また、生活課題に対する住民同士の助け合いや支え合いの必要性では、「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」をあわせた『必要だと思う』の回答が9割以上となっており、地域での支え合いや助け合いが重要視されている現状がみられます。

④ 地域福祉に関わる機関や団体について

「社会福祉協議会」の活動内容に関して、「聞いたこともあったし活動も知っていた」は 49.4%、「民生委員児童委員」の活動内容に関して、「聞いたこともあったし活動も知っていた」は 44.8% となっています。また、どちらも「聞いたこともあるし活動も知っている」の割合は高齢者ほど多くなり、若い方は活動内容をあまり知らないという現状がみられます。

担当の「民生委員児童委員」に関しては、「知っている」が 50.2%、「知らない」が 47.9%と「知らない」が5割近くとなっています。また、「知らない」の割合は年齢が低くなるほど多くなり、担当の「民生委員児童委員」も若い方ほど知らないという結果になりました。



⑤ 災害時の避難について

災害時の避難に関して、「できると思う」が 7 割近くと多くなっていますが、「できないと思う」も3割以上みられます。「できないと思う」は「女性」に多く、年齢では「30 歳代」の比較的若い世代に多いとした結果になりました。

災害時に困ることとしては、「隣近所で助け合えるかわからない」、「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」などが多くなっており、「避難場所がどこかわからない」で「10～30 歳代」の若い世代に多くみられます。

災害時の備えとして重要なことでは、「危険箇所の把握」が半数以上と最も多くなっており、年代別では「災害対策の学習会の開催」「避難経路と避難場所の確認」「危険箇所の把握」において、若い世代の割合が多くなっています。

このような現状から、若い方を中心にして避難場所を含めた災害に対する情報の更なる提供を行い災害に対する理解を深めていただくことが急務であると考えられます。

⑥ 生活困窮者の自立支援について

生活困窮者支援に関しては、「聞いたことはあったが内容は知らなかった」と「知らなかった」をあわせた『内容を知らなかった』が8割以上と多くなっており、「聞いたこともあったし内容も知っていた」は 12.6%と少なくなっています。

生活困窮相談の不安や心配の有無では、「不安(心配)がある」が 44.2%と多くなっています。不安や心配の内容では、「個人情報話すことの不安」が半数以上と最も多くなっています。

生活困窮者に関する制度自体はもとより、守秘義務を含めた相談窓口に関する広報啓発が必要です。

⑦ 今後の地域福祉のあり方について

今後、蘭越町が優先して充実すべき施策では「高齢や障がいになって介護が必要になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」が 51.9%で最も多く、次いで「高齢者、障がいのある人の入所施設の整備」40.9%と、高齢者及び障がい者施策への要望が高くなっています。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住民としてできることでは「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」、「地域活動にできるだけ参加する」など地域活動に関する回答が多くみられました。



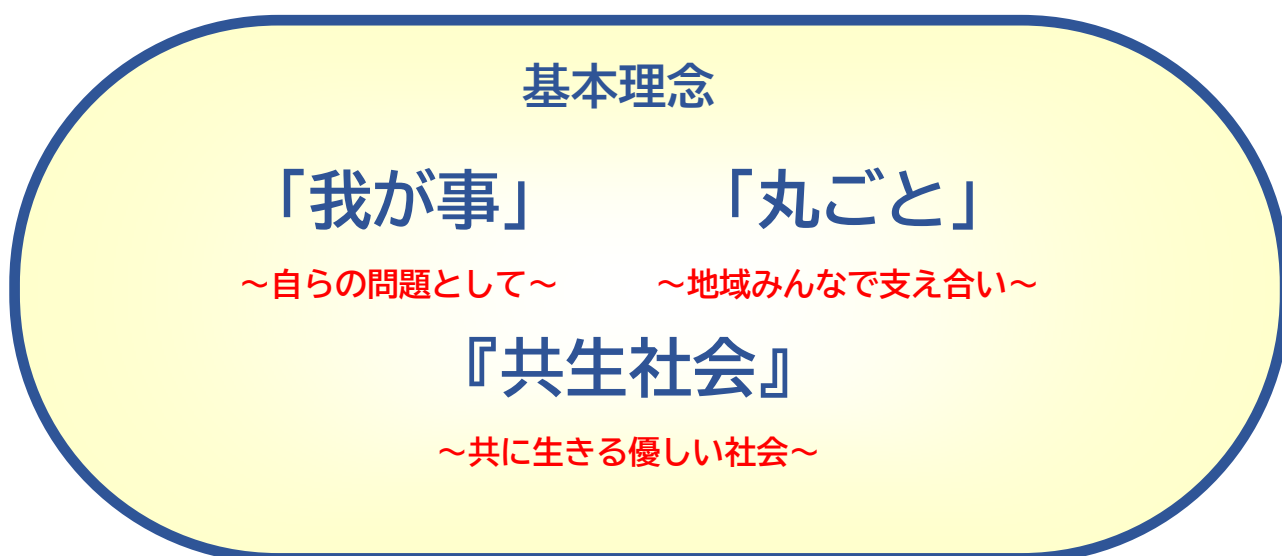
第3章 町が目指す地域福祉

第3章 町が目指す地域福祉

1 基本理念

地域には、従来の仕組みでは対応が難しい様々な生活課題がありますが、それらは、誰もがいつかは遭遇する課題であり、住民は自らの問題「我が事」として認識し、お互いの支え合いにより解決に向かう仕組みを作っていくことは、これからの安心のための準備として必要となります。

高齢になっても、障がいがあっても、尊厳をもって自分らしい生き方ができ、安心して次世代を育むことができる場とする住民共通の利益のために、これまでの支え手や受け手といった関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、地域みんなで関心を持ち支え合い「丸ごと」つながる『共生社会』をめざして地域福祉を推進することとし、「我が事」「丸ごと」「共生社会」を基本理念としました。



2 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、計画期間の6年間で実現すべきこととして、次の4項目を「第4次蘭越町地域福祉計画における基本目標」として、総合的に推進します。

基本目標1	理解と気づきの福祉ネットづくり
-------	-----------------

住民にとって、地域での普通の暮らしを妨げるものが生活課題であり、暮らしの周りのあらゆる場面で起こり得るものです。

日常的に住民が活動している地域においては、住民が近隣住民のちょっとした変化に気づき、それを解決すべき課題として共有し解決していく、あるいは、専門的な対応が必要な場合には、専門家や行政に連絡し、公的な福祉サービスにつなげていくことが大切です。

そのため、適切な情報提供や相談体制の充実、福祉・人権教育などを推進します。

基本目標2

主体的な住民活動の促進と人材育成

私たちの生活には、様々な不自由さや不便さがあります。それらを克服するために知恵をめぐらせることが人間の生活力です。また、各自が不測の事態に備えたり、近隣や友人が助け合ったりするというあり方も、知恵のひとつであり、地域福祉の原点です。

「福祉の心」は単なる温かい心ではなく、自分らしい参加を実行する、「たくましい心」でもあります。そうした福祉の考え方が行き渡るような地域づくりが、制度やサービスの充実とともに、地域福祉を実現していく過程で必要とされています。

そのため、情報共有や交流機会の確保、主体的な住民活動への支援、多様な人材の育成などに努めます。

基本目標3

全体性を支える相談・生活支援

これまで、児童、高齢者、障がい者など対象ごとに整えられてきた社会福祉の制度やサービスを、地域という生活の場で得られるよう再編することが、地域社会の基盤整備にとってとても重要です。そして、社会生活のあらゆる場面に福祉の理念を内在させる取組が、これからの地域福祉のテーマとなります。

そのため、住民の抱える生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関や団体などと緊密に連絡調整ができる体制づくりに努めます。

基本目標4

地域で暮らし続けられる生活環境づくり

誰もが、住み慣れた住まいや地域から、意に反して切り離されることなく、かけがえのない存在として尊重され、一人ひとりの生活全体を支えることが地域福祉の理念です。

一人の人間は、子育てや介護といった個別の課題だけでなく、住まい、安心・安全、交通などあらゆる部面と接して生活しています。

福祉を足がかりとして、関連する分野と連携し、地域で暮らし続けられる生活基盤の整備を推進します。



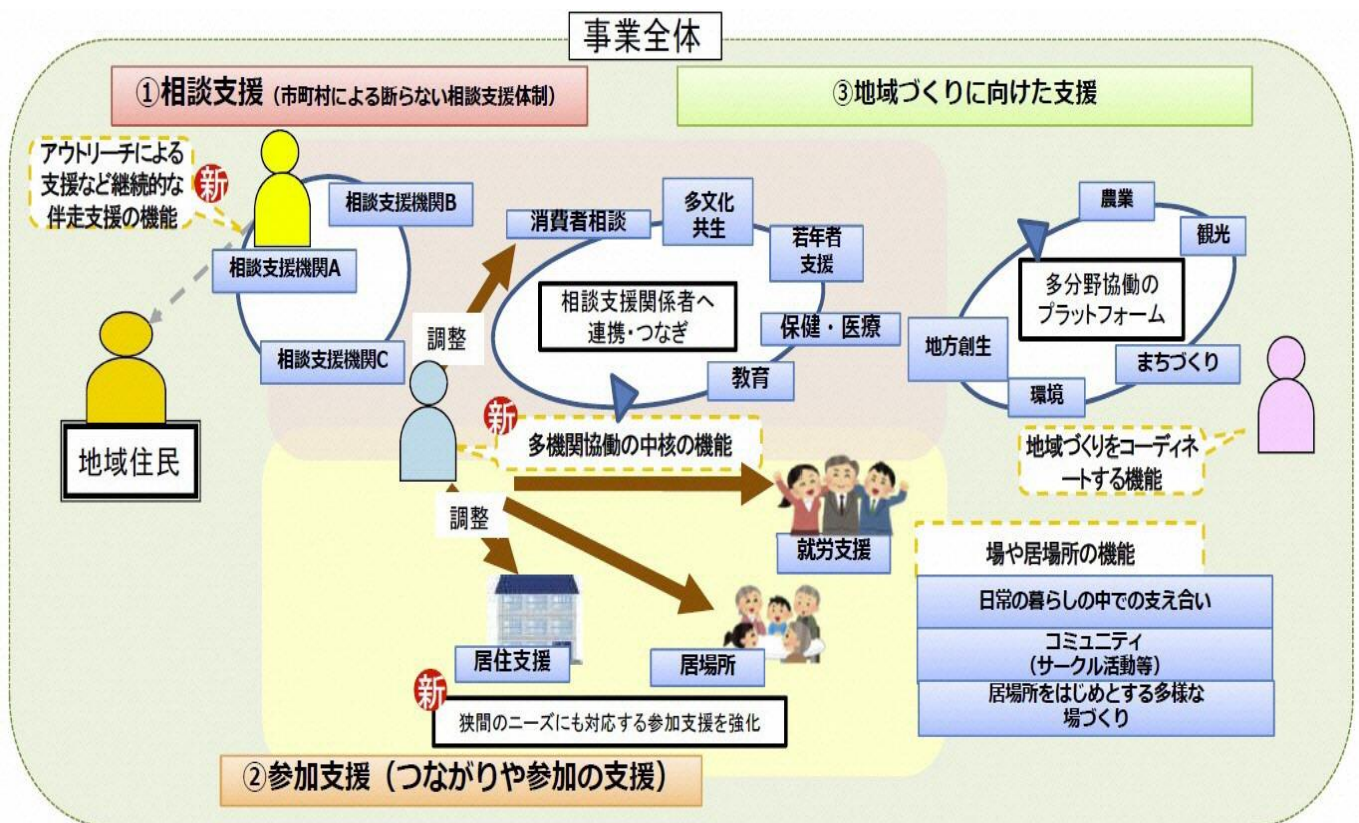
3 重層的支援体制整備に関して

(1) 社会の現状と課題

これまでの日本の公的支援制度では高齢者福祉、障がい者福祉及び児童福祉など対象者別・属性別に福祉サービスを提供することで専門的な公的支援が行われてきました。一方で、介護と育児に同時に直面するダブルケアや 80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えるといった 8050 問題のような複雑化・複合化したリスクには従来の縦割りの公的支援の仕組みでは対応しきれないケースが発生してきています。

福祉の支援を必要とされる方々を取り巻く状況や問題が複雑化・複合化する中で、対象者の属性、世代、相談内容にかかわらず、相談を断ることなく適切に対応し、必要に応じて本人・世帯の状態に寄り添いながら、時に段階的で時間をかけた支援を行うなど、地域において計画的に支援することが可能な包括的な支援体制の整備が求められています。

そのため、本町でも地域共生社会の実現に向けた取組を推進する中で、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を生かしつつ、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するさらなる包括的な支援体制を構築するための検討を、現在における課題の一つと考えています。



(2)各事業の基本的な考え方

①相談支援事業

高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮者自立支援を所管する住民福祉課及び健康推進課が中心となり、各支援機関との連携を図り実施について検討します。

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める包括的支援相談窓口の設置又は体制づくりを検討します。

②参加支援事業

複雑化・複合化した課題に対応できるよう、支援ニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源とのマッチングを行えるコーディネーターの養成を検討し、新たな社会資源の開拓や既存の社会資源の拡充を図るなど、既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応可能な体制の構築を検討します。

③地域づくり事業

住民が参加しやすい通いの場の設置など住民参加型の取組を今後も増やすとともに、公共施設等を更に有効活用し、世代や対象に限定されない住民同士が出会い参加できる場や居場所の創出を目指します。

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

社会から孤立している世帯や公的支援制度の対象要件に満たない制度の狭間にある対象者を地域での気づきから支援体制への円滑なつながりができる体制の構築を検討します。

自ら支援を求めることが困難な人や、支援が必要な状況であっても支援を求めている人への支援ができるよう、積極的な働きかけ等、継続的な支援を行える体制づくりを目指します。

※ アウトリーチ…生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組

⑤多機関協働事業

社会福祉協議会の窓口など町内のさまざまなネットワークや協議会などを活用し、事業実施に向けた検討を行います。要保護児童対策地域協議会や地域包括ケア会議などの既存の多機関協働、専門職参加の協議会での取り組みを広げることで、単独の相談支援機関だけでは対応が難しい支援対象者等への課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、支援の方向性の整理を行える体制づくり、ネットワークの構築を目指します。

4 施策体系図

基本理念	基本目標	具体的施策
「我が事」「丸ごと」「共生社会」	1 理解と気づきの福祉ネットづくり	(1)情報の提供
		(2)福祉・人権教育の推進
	2 主体的な住民活動の促進と人材育成	(1)主体的な住民参加の促進
		(2)地域福祉に関わる団体等の連携促進
		(3)多彩な人材育成
	3 全体性を支える相談・生活支援	(1)相談支援体制の充実
		(2)福祉サービスの充実
		(3)安心して利用できる体制づくり
		(4)保健・医療・福祉のネットワークの充実
		(5)自殺対策を視野に入れた支援の充実
	4 地域で暮らし続けられる生活環境づくり	(1)防犯・防災対策の充実
		(2)移動手段の確保
		(3)就労と社会的自立支援
		(4)住環境の整備

第4章 地域福祉の推進

第4章 地域福祉の推進

基本目標1 理解と気づきのネットづくり

(1)情報の提供

支援を必要とする誰もが、自分に適したサービスを利用するためには、福祉に関する情報を容易に取得できるよう、分かりやすい情報提供が必要です。また、地域福祉の活動が持続的に行われるためには、住民一人ひとりが地域の現状を知るとともに、福祉に関心をもって理解を深めることも大切です。福祉に関係する当事者だけでなく、広く住民に福祉に関する情報を知ってもらい、取組を身近に感じてもらうことで、地域福祉の取組はさらに広がっていくことが期待されます。

アンケート調査によると、「福祉サービス」に関する情報の入手先では、「町の広報紙」、「行政区(自治会)の回覧板」、「町役場の窓口」とした意見が多くなっており、年齢が低い人では「インターネット」の回答が多くなっています。介護保険サービスをはじめ、多くの福祉サービスは自ら選択する契約制度となっていることから、サービスを必要とする全ての人が、自分に適した質の高いより良いサービスを自らの意思で選択し、利用できるように、福祉に関する情報提供の充実を図る必要があります。

全ての住民が、福祉制度やサービス、地域の福祉活動などについての情報を必要に応じていつでも入手できるよう、広報紙やインターネット媒体などを含め、あらゆる手段や機会を活用した情報提供の充実や、高齢者や障がい者などにも配慮して情報提供の方法を工夫するなど、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えに基づいた情報提供を図ります。

【住民が取り組むこと(自助)】

主な取組
○地域福祉に関心を持ちましょう。
○広報紙・ホームページ・回覧文書等の情報を確認しましょう。
○高齢者や障がい者など、情報が伝わりにくい人が近所にいる場合は、声かけや情報の伝え手になるなど、できるだけ手助けしましょう。

【地域・団体等が取り組むこと(共助・互助)】

主な取組
○回覧板や地域の会合などで、福祉の情報について共有しましょう。
○地域で行える福祉の取組を検討し、地域で実践していきましょう。



【行政が取り組むこと(公助)】

主な取組
<p>■地域福祉に関する情報の周知</p> <ul style="list-style-type: none">○地域福祉に関する活動や募集、サービス等の各種情報について、広報紙・ホームページ・回覧文書等で幅広く周知を図ります。○情報の受け手にとって、分かりやすい情報提供に努めます。○子育て支援の情報提供の充実を図ります。○地域の身近な相談役である民生委員児童委員が地域福祉に関する情報を周知することで、地域に即した福祉の情報を提供します。○各種講演会等の必要な場面で手話通訳等による支援を行うなど、障がい者に対する情報環境の充実を図ります。
<p>■住みよい地域づくりの情報提供</p> <ul style="list-style-type: none">○さまざまな分野の講演会を開催し、地域づくりに関する情報を提供します。○講演内容や講師選定、日程などを工夫し、参加しやすい内容とします。
<p>■生涯学習講座等を通じた地域福祉の啓発</p> <ul style="list-style-type: none">○地域活動のきっかけや、高齢者が自らの体力を確認できる機会とします。○健康や介護など福祉関係の講座を開催し、意識の啓発を図ります。

(2)福祉・人権教育の推進

誰もが安心して住み続けられる福祉のまちづくりの基本は、お互いの人権を尊重し合う気持ちや、同じ地域に住む者として困ったことがあったら支え合い、助け合うという気持ちが必要です。

しかし、社会環境の目まぐるしい変化の中、自分の住んでいる地域への関心や互いに助け合うコミュニティ意識は薄れつつあります。

アンケート調査によると、近所づきあいの状況では、「親しく付き合っている」と「非常に親しく付き合っている」をあわせた『親しく付き合っている』とした方が半数程度となっていますが、「ほとんど付き合いはない」も一定数みられ、特に「居住年数が少ない方」に多くみられます。

地域の中であいさつや交流を通じて支え合う意識を自然に育むとともに、住民が「福祉」について学び、正しい知識を身につけることが必要です。

そのためには、住民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、地域の課題を自分の課題として考えることが必要です。また、地域に暮らすさまざまな立場にある人について、あらゆる偏見や差別をなくし、理解と尊重し合うことが大切です。

本町では、地域福祉に対する住民一人ひとりの意識を高めるための取組を推進します。

【住民が取り組むこと(自助)】

主な取組
<ul style="list-style-type: none">○イベントに参加するなど福祉に対して興味・関心を持ちましょう○自らの持つ技能を活用し、地域に貢献する役割を認識しましょう。○高齢者や障がい者など、支援を必要としている人に対する理解を深めましょう。

【地域・団体等が取り組むこと(共助・互助)】

主な取組
○地域住民を対象に福祉学習の機会を設けましょう。 ○地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努めましょう。 ○既存の団体の地域福祉に対する意識変革に取り組みましょう。

【行政が取り組むこと(公助)】

主な取組
■地域福祉に関する意識啓発 ○地域福祉に関する活動や募集、サービス等の各種情報について、幅広く情報提供します。 ○福祉情報を一元的に整理し、適切かつ円滑に取得できる方法を検討します。 ○職員への地域福祉の情報周知を徹底し、福祉に関する意識変革に取り組みます。 ○講演会や研修会、体験学習などを実施し、福祉に対する意識啓発を行います。
■民生委員児童委員による地域福祉情報の周知と活用 ○民生委員児童委員協議会において、地域福祉に関する研修を実施します。 ○地域の身近な相談役である民生委員児童委員が地域福祉に関する情報を周知することで、現実に即した福祉情報の提供を促進します。
■人権教育の推進 ○人権啓発イベントや人権週間・人権相談の情報提供を図ります。 ○学校教育や生涯学習の中で、人権教育を効果的に進めることができるよう、福祉教育や体験学習を推進します。



基本目標2 主体的な住民参加の促進と人材育成

(1)主体的な住民参加の促進

地域福祉の発展のためには、身近な地域で住民自身が支え合いながら活動を展開することが必要です。地域において支援を必要とする人に対する支え合いの輪を広げ、幅広い世代が地域で共生していけるよう、地域住民の世代を超えた交流を促進し、多世代が協働する地域づくりを推進していくことが求められています。

アンケート調査によると、地域活動の参加状況で、「現在活動していないが、過去に活動したことがある」が4割近くと最も多くなっていますが、「活動したことがない」も2割強みられます。特に「10～30歳代」の若い世代で「活動したことがない」の割合が多くなっています。

一方、地域活動への今後の参加希望では、「機会があれば参加したい」が最も多く、「活動はしたことがないが参加したい」と考えている人が参加しやすいような環境の整備が必要です。

また、地域における福祉コミュニティを活発にするためには、住民が気軽に集まり交流することができる場が必要です。地域におけるサークル活動や生涯学習サークルの取組に対応できる活動拠点等を整備・充実することにより、地域活動の活性化を図り、交流の場としても活用します。

【住民が取り組むこと(自助)】

主な取組
○地域活動や行政が開催するイベントに積極的に参加しましょう。
○サークルや趣味の会、ボランティア活動等に参加し、多様なつながりをつくりましょう。
○自分ができそうなことを見つけ、楽しみながら取り組みましょう。

【地域・団体等が取り組むこと(共助・互助)】

主な取組
○参加しやすい行事の開催を検討し、地域内の交流を深めましょう。
○集いや交流を通じて、地域で顔の見える関係をつくりましょう。
○地域住民による日常的な見守り活動を行いましょう。
○地域活動やイベント等に誘い合い参加しましょう。
○地域の実情に応じた、地域ぐるみの交流が図れるよう、ご近所福祉の提案をしましょう。
○地域の伝承文化を尊重し、継承に努めましょう。



【行政が取り組むこと(公助)】

主な取組

■多世代が交流する機会の促進

- 地域の多様な主体が連携し、交流機会の場を確保します。
- 親子で参加できるスポーツや文化行事を開催します。
- 地域の高齢者と子どもの交流ができる催しなどを開催します。

■集いの場の普及促進

- 住民主体による高齢者の集いの場の立ち上げを支援します。
- 生きがいや仲間づくりを促す生涯学習の機会や交流の場を充実します。

■コミュニティ活動への支援

- 自治会活動、社会福祉協議会の活動に対する支援を行います。
- 転入者へ自治会に関する情報提供をします。

■交流の場の提供・充実

- 地域における祭事やイベントの充実を図り、各種団体間の交流や情報交換等の活動を促進します。
- 住民参加のまちづくり活動を推進します。
- 地域文化の振興や伝承文化の支援を行います。
- 生まれ育った故郷に誇りを持ち、故郷を大切にする心を育む地域交流及び地域学習を推進します。



(2)地域福祉に関わる団体等の連携促進

制度の狭間で苦しんでいる人、制度の基準と合わずにサービスを受けられない人、気がついていない・気にはなっているがうまく支援につなげられない、ちょっとした手伝い、ときどき起こるニーズ、一時的な支援が必要、障がいのある人の「地域移行」に伴う問題など、現在の仕組みや制度では対応しきれない生活課題が生じています。

これらの改善、解決に向けては、公的なサービスと地域や民間による取り組みが同時に行われる必要があり、民生委員児童委員、ボランティアやNPO、社会福祉協議会、社会福祉事業所、町内会をはじめとする地域団体などの存在が、ますます重要となってきています。

アンケート調査によると、「社会福祉協議会」の活動内容に関して、「聞いたこともあったし活動も知っていた」は49.4%、「民生委員児童委員」の活動内容に関して、「聞いたこともあったし活動も知っていた」は44.8%となっています。また、どちらも「聞いたこともあるし活動も知っている」の割合は高齢者ほど多くなり、若い方は活動内容をあまり知らないという現状がみられます。

次世代を担う若者から豊かな経験を持つ高齢者まで、幅広い世代において地域を支える専門性の高い人材の育成に取り組むとともに、ボランティア活動が生活の一部として行われる地域づくりにも取り組んでいく必要があります。

【住民が取り組むこと(自助)】

主な取組
○ボランティア活動の情報について、関心を持ちましょう。
○興味のある分野や身近なボランティア活動に積極的に取り組みましょう。
○ボランティア団体が開催するイベントなどに参加しましょう。
○自分のできる範囲で、地域の各種団体への協力を行いましょう。

【地域・団体等が取り組むこと(共助・互助)】

主な取組
○ボランティア活動の参加を促進しましょう。
○地域のボランティア活動について、情報を共有しましょう。
○地域でできること、地域で不足していることを把握して、新たなボランティア団体の設立を検討しましょう。
○地域で活動するボランティア団体や行政との連携を図りましょう。



【行政が取り組むこと(公助)】

主な取組
<p>■ボランティアの養成</p> <ul style="list-style-type: none">○各種ボランティアの養成事業を実施します。○ボランティアの集いなどを開催し、ボランティア活動の活性化を支援します。 <p>■地域活動団体の支援</p> <ul style="list-style-type: none">○住民がボランティア活動に参加しやすい環境を整えるため、活動内容の情報発信に取り組みます。○社会福祉協議会と連携し、ボランティアと地域活動団体の円滑なマッチングを支援します。 <p>■福祉団体活動の周知支援</p> <ul style="list-style-type: none">○地域で行われている福祉活動について、情報周知を支援します。○福祉団体の希望に応じて、広報紙への掲載により情報提供を支援します。○社会福祉協議会と連携し、福祉団体やボランティア団体の活動を周知します。 <p>■福祉の取組をつなぐネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none">○地域課題の解決や福祉サービスの調整のため、団体間で情報共有を図ります。○各種団体や関係機関で連絡会を開催し、ネットワークづくりを推進します。○福祉団体の協働による支援体制を構築します。



(3) 多彩な人材育成

地域福祉の推進にあたっては、活動に取り組む担い手の確保が不可欠です。

活動主体において新規メンバーの不足や役員のなり手がいないなどの課題を抱えており、地域活動に関心を持っている人が容易に参加できる仕組みを構築するなど、地域福祉活動の活性化を進めるため、地域活動の担い手の確保及び育成に向けての取組を推進します。

【住民が取り組むこと(自助)】

主な取組
○一人ひとりが地域に貢献する役割を担っていることを認識しましょう。
○地域活動に関する情報収集や講座に積極的に参加しましょう。
○知識や特技を生かして、楽しめる活動に参加しましょう。
○愛着もてる地域づくり・まちづくりに努めましょう。

【地域・団体等が取り組むこと(共助・互助)】

主な取組
○隣近所で声をかけ合い、地域でできることを考えましょう。
○活動状況を積極的に発信しましょう。

【行政が取り組むこと(公助)】

主な取組
■担い手の育成支援
○ボランティアを始めるきっかけとなるような講演会を開催するなど、住民の方を対象に呼びかけを行います。
○関係機関・団体等と連携してボランティア研修を充実します。
○地域と一層の連携を深め、取組の充実を図るための人材育成及び発掘を行います。
○職場でのボランティア活動を促進します。
○新たな担い手の育成とともに、モチベーションを維持するための方策を検討します。
■情報提供の充実
○ボランティア意欲のある人たちが活躍できる場の創出と、横のつながりづくりを行います。
○地域活動の担い手を育成し、福祉関係部門で情報を共有・活用します。
○社会福祉協議会と連携しながらボランティア活動に関わる情報提供を充実します。

基本目標3 全体性を支える相談・生活支援

(1)相談支援体制の充実

高齢者・障がい者・子育て世帯など、さまざまな利用者にとって分かりやすい情報の提供を行うとともに、相談しやすい窓口づくりに取り組む必要があります。

また、複合的な問題に対して総合的に対応できるよう、福祉サービスの充実や質の向上、他機関との連携による切れ目のない支援体制の構築に取り組むことが求められています。

【住民が取り組むこと(自助)】

主な取組
○困ったことがある場合は、ひとりで悩まず相談しましょう。
○周囲の困っている人や家庭への気配りをしましょう。
○福祉の相談窓口を把握しましょう。

【地域・団体等が取り組むこと(共助・互助)】

主な取組
○民生委員児童委員、地域相談員や社会福祉協議会と連携し、問題を抱える人の早期発見や気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。
○公的なサービスでは対応しづらい領域について、地域や社会福祉協議会が連携して支援しましょう。
○「お互いさま」「おかげさま」の声、自然に出てくる地域づくりを目指しましょう。

【行政が取り組むこと(公助)】

主な取組
■相談窓口の案内・周知 ○町や関係機関の窓口、福祉関連サービスの情報を整理し、分かりやすく提供します。 ○広報紙・ホームページ・回覧文書等で相談窓口に関する情報を発信します。
■包括的・総合的な相談支援ができる環境づくりの推進 ○地域包括支援センターや子育て支援センター等の活動の充実を図ります。
■民生委員児童委員等と連携した相談しやすい体制づくりの推進 ○民生委員児童委員や地域相談員等と連携し、地域の相談体制を整備します。 ○職員、相談員等のスキルアップや関係機関との連携体制の構築を図ります。
■各種福祉サービスの提供 ○公助として行う各種福祉サービス(児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、介護保険事業など)について、それぞれの計画に基づき適切に提供します。 ○庁内及び関係機関で連携を図り、総合的な支援サービスを提供します。

(2)福祉サービスの充実

地域に暮らす全ての人々が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスの充実が重要です。

アンケート調査によると、今後、蘭越町が優先して充実すべき施策では「高齢や障がいになって介護が必要になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」が51.9%で最も多くなっています。

多様化する福祉ニーズに対しては、縦割りの福祉サービスではなく、分野横断的な取組が求められています。

地域住民へのサービスを充実するため、窓口でのワンストップサービスに努めるとともに、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関が連携を図り、支援体制の確立を図ります。

【住民が取り組むこと(自助)】

主な取組
○提供されているサービスや支援内容を把握しましょう。
○福祉に対する理解を深めましょう。

【地域・団体等が取り組むこと(共助・互助)】

主な取組
○さまざまな制度やサービスについて、地域で共有しましょう。
○支援が必要な人の把握に努め、必要に応じ専門機関等につなぎましょう。

【行政が取り組むこと(公助)】

主な取組
■各種福祉サービスに関する情報発信 ○福祉サービスの情報を整理し、分かりやすく提供します。 ○広報紙・ホームページ・回覧文書等で福祉サービスの情報を発信します。
■住民主体の生活支援サービスの創出・実施 ○福祉や介護に関係する諸団体と連携し、生活支援サービスの向上に努めます。 ○住民主体の見守り等の生活支援サービスを支援します。 ○公的サービスの給付に結びつかない方の支援に取り組めます。
■包括的な子育て支援の実施 ○妊娠準備期から子育て期にわたって、相談支援や母子保健、子育て支援を包括的にワンストップで提供できる体制づくりに取り組めます。 ○地域全体で子育てを支援していく体制づくりに取り組めます。
■介護保険サービス、障がい福祉サービスの充実 ○質の高いサービスが提供できるよう、制度改正などの最新情報の伝達や社会資源の情報提供など、サービス利用を希望する人の自由な選択と満足が得られるよう体制の充実に目指します。 ○各サービス提供事業者間の横のつながりや情報共有を図ることにより、サービスの質の向上を図ります。

(3)安心して利用できる体制づくり

地域福祉を推進する上で支援を必要とする人の人権を守り、虐待などの権利侵害を防止することは必要不可欠です。なかでも、自ら判断して福祉サービスを選択・契約することが困難な人が、適切な福祉サービスを利用するには、権利の行使を援助する制度、仕組みが必要です。

福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき、適切なサービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報提供や啓発を行うとともに、サービス利用者の権利を擁護するための制度の利用を推進することが必要です。

また、高齢者、障がい者、児童等に対する虐待やDV(ドメスティックバイオレンス)等の課題を抱える家庭は、複数の課題が複雑に絡みあっているケースが多く、高齢者、障がい者、児童等各分野でそれぞれに個別対応を行うのではなく、町全体として権利擁護体制を整えて行きます。

【住民が取り組むこと(自助)】

主な取組
○成年後見制度や市民後見制度に関心を持ちましょう。
○権利擁護の相談窓口を把握しましょう。
○隣近所の異変に気づいたら、民生委員や行政に連絡しましょう。
○高齢者や障がいのある人、子どもなど全ての人の人権を尊重し、虐待をしない、見逃さない意識を持ちましょう。
○虐待と思われる事象を見たり聞いたりしたら、行政や警察に通報しましょう。

【地域・団体等が取り組むこと(共助・互助)】

主な取組
○見守り活動などを通じて、権利擁護の必要な人を把握して相談へつなげられるよう努めましょう。
○成年後見制度や市民後見人の認識を深めるため、研修会へ参加しましょう。
○虐待を未然に防ぐため、見守り活動を通して、問題の早期発見に努めましょう。

【行政が取り組むこと(公助)】

主な取組
■相談窓口の案内・周知
○高齢者、障がい者、児童等への虐待相談窓口に関する情報を発信します。
○人権相談に関する情報を発信します。
■権利擁護体制の構築
○成年後見制度のPRを行い、利用の促進を図ります。
○社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度利用と後見支援の基盤づくりを推進します。
■虐待防止へ向けた取組
○さまざまな広報媒体を通じて、虐待の通報・通告義務など虐待防止に関わる情報を伝え、住民の意識啓発を図ります。
○個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払い、守秘義務を守ります。

(4)保健・医療・福祉のネットワークの充実

住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けるためには、住民一人ひとりが自らの健康づくりの重要性について認識し、健康寿命を延ばすための具体的な実践活動を行うことが必要です。健康増進に関する教室等の開催や健康相談等の充実により、住民の健康づくりの意識をさらに高め、健康維持や体力向上を図ります。

【住民が取り組むこと(自助)】

主な取組
○一人ひとりに合わせた生活習慣の改善や運動習慣の確立に努めましょう。 ○特定健診を受けて、病気の早期発見に努めましょう。 ○健康づくりに関する行事に積極的に参加しましょう。 ○自分自身がかけがえのない存在であるという意識を持ちましょう。

【地域・団体等が取り組むこと(共助・互助)】

主な取組
○地域で行える自主的な健康づくりの取組を検討しましょう。 ○健康づくりに関する情報を地域内で共有しましょう。 ○地域の施設における受動喫煙の防止に努めましょう。

【行政が取り組むこと(公助)】

主な取組
■健康づくりの啓発・取組支援 ○住民、地域、行政が連携して地域の健康づくりを推進します。 ○健康づくりや規則正しい生活習慣についての普及啓発を図ります。 ○地域による健康づくりや介護予防事業の取組を支援します。 ○講演会等で健康意識の啓発を行います。 ■介護予防の啓発・取組支援 ○介護予防活動の重要性を周知します。 ○健康教室や介護予防教室を開催します。 ○地域の高齢者がみんなで活動できる介護予防の取組を推進します。 ■保健推進委員や食生活改善推進員の活動支援 ○地域の保健福祉事業の普及と健康づくりの意識を高めるため、研修会の充実を図ります。 ○生涯を通じた食育と健康づくりを推進します。 ■地域医療連携体制の充実 ○保健・医療・福祉関係機関等との連携を図り、切れ目のない支援につなげます。 ○包括的・継続的に在宅医療・介護を提供できるよう連携体制を構築します。

基本目標4 地域で暮らし続けられる生活環境づくり

(1)防犯・防災対策の充実

振り込め詐欺や悪質商法など、特に高齢者をねらった特殊詐欺が全国で多発しており、犯罪の手口も巧妙化しています。このような犯罪の被害を未然に防ぐため、啓発活動や相談体制の充実、消費者保護の取組など各種防犯対策を実施することにより、地域住民の防犯意識を向上させるとともに、犯罪発生を抑止を目指します。

高齢者や障がい者など、消費者被害にあいやすい人の見守り活動などを地域全体で図っていく必要があります。

また、大規模な自然災害の発生時の被害をできる限り小さくするため、顔の見える関係づくりなど、平時から地域でのつながりを持つことや防災訓練などの防災活動を活発に行う必要があります。高齢者や障がい者など、自ら避難することが困難な避難行動要支援者を地域で把握し、適切かつ的確に避難支援が行える体制を整備していくことが求められています。

アンケート調査によると、災害時の避難に関して、「できると思う」が7割近くと多くなっていますが、「できないと思う」も3割以上みられます。災害時の備えとして重要なことでは、「危険箇所の把握」が半数以上と最も多くなっており、年代別では「災害対策の学習会の開催」「避難経路と避難場所の確認」「危険箇所の把握」において、若い世代の割合が多くなっています。

このような現状から、若い方を中心にして避難場所を含めた災害に対する情報の更なる提供を行い災害に対する理解を深めていただくことが必要です。

【住民が取り組むこと(自助)】

主な取組
○詐欺の被害にあわないよう、一人で悩まず相談しましょう。
○防犯に関する情報に関心を持ち、防犯の勉強会への参加など個人でできる対策に取り組みましょう。
○日頃から隣近所でコミュニケーションを図り、犯罪が起こりにくく、緊急時に助け合える体制の基礎をつくりましょう。
○防災に関する情報に関心を持ち、災害備蓄品の準備や避難所の把握など、個人でできる対策に取り組みましょう。
○防災イベントや避難訓練などに積極的に参加しましょう。
○地域での見守り活動に協力しましょう。

【地域・団体等が取り組むこと(共助・互助)】

主な取組
○詐欺や悪質商法に関して、回覧板等を活用して住民の注意を喚起しましょう。
○日頃からのつながりとして、声かけや見守りをしましょう。
○不審者や危険箇所等の防犯情報を共有し、注意しましょう。
○地域の防災について情報を共有し、平常時から地域内の連携を図りましょう。
○災害時に支援が必要な人の把握に努め、避難行動要支援者について地域内で共有を図りましょう。

【行政が取り組むこと(公助)】

主な取組
<p>■防犯対策事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○防犯情報の周知を図り、防犯に対する住民の意識を啓発します。○消費者被害を未然に防ぐための啓発活動の実施や、被害にあった後の解決に向けた相談体制(相談窓口の周知)の充実を図ります。○防犯灯や避難場所の案内板等、安心・安全な生活に直結する設備を整備します。
<p>■災害時に備える取組</p> <ul style="list-style-type: none">○避難場所や危険個所について周知します。○自主防災訓練などへの支援を行います。○防災意識を高めるよう、防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。○避難行動要支援者名簿の作成や活用に関わる取組を進めます。
<p>■子育て世帯の防災体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none">○防災訓練や防災イベントを通じて、乳幼児、子ども、子育て世帯向けの災害対策の必要性や世帯に応じた備えの大切さを啓発します。○子育て世代の自主的な防災活動の取組を支援します。

(2)移動手段の確保

過疎化や高齢化が進む中、日常生活を送る上で買い物や通院等に不便を感じている人が増えています。高齢者や障がい者など移動が困難な人に対して、移動支援の充実、交通弱者にやさしい交通体系の整備が求められています。移動の不便さに伴う生活のしづらさの軽減対策について、新たな移動支援の取組を実践していく必要があります。

本町では、町民の町内の移動手段の利便性を高めるため、令和6年度に「地域公共交通計画」の策定を行う予定です。

【住民が取り組むこと(自助)】

主な取組
<ul style="list-style-type: none">○近所で移動に困っている人がいれば、買い物の代行や病院までの送迎など、お互いにできる範囲で助け合いましょう。○気軽に移動の手助けを頼めるような人間関係を築きましょう。

【地域・団体等が取り組むこと(共助・互助)】

主な取組
<ul style="list-style-type: none">○地域の中で移動に困っている人の情報を把握しましょう。○高齢者世帯など交通弱者への対応について、地域で自主的にできる活動を取り組んでいきましょう。

【行政が取り組むこと(公助)】

主な取組
<p>■交通弱者に対する移動支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none">○高齢者や障がい者の移動支援に関する事業の周知を図ります。○公共交通の利用が困難な高齢者や障がい者にハイヤー券を給付します。○利用者の利便性や交通弱者に配慮したバス運行に取り組めます。○地域公共交通計画に基づき、「町有バス らんらん号」の運行方法について利便性を高めます。○運転免許証返納者に対して、公共交通を活用した移動手段の確保及び拡充を図ります。 <p>■買い物支援の充実(蘭越町社会福祉協議会との連携)</p> <ul style="list-style-type: none">○移動手段が乏しく、日常の買い物が不便な人の動向を把握します。○買い物支援として、移動販売や宅配等の情報提供を行います。○移動販売や宅配等に取り組む事業への支援策を検討します。

(3)就労と社会的自立支援

地域で暮らす一人ひとりが生きがいを持って、自立した生活を送るためには、それぞれの希望に応じて就労できる環境づくりが必要です。就労のための相談や、高齢者、障がい者、ひとり親の就業機会の拡大に向けた取組等により就労支援を行います。

また、高齢者、障がい者、ひとり親世帯で生活に困難を抱えている人や生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う体制が求められています。自力で問題が解決できない世帯に対して、経済的な自立を目指して、地域、団体、行政が一体となって包括的に支援をしていく必要があります。

アンケート調査によると、生活困窮者支援に関しては、「聞いたことはあったが内容は知らなかった」と「知らなかった」をあわせた『内容を知らなかった』が8割以上と多くっており、「聞いたこともあったし内容も知っていた」は12.6%と少なくなっています。

生活困窮者は、課題解決への意欲が低下し、複雑な課題をどこに相談してよいのかわからず、行動に移せない場合も多く、生活困窮者を早期に把握・支援するためには、地域に住む方の制度に対する理解や、地域ネットワークの強化が必要です。

【住民が取り組むこと(自助)】

主な取組
<ul style="list-style-type: none">○仕事を通した生きがいづくりを進めましょう。○地域や社会への貢献意識を持ちましょう。○就労意欲をもち、自立できるよう努力しましょう。○必要だと感じたら、相談窓口を活用しましょう。

【地域・団体等が取り組むこと(共助・互助)】

主な取組
○身近な就労情報を発信しましょう。 ○生活に困窮している人に対して地域で支え合うとともに、適切な支援につなげましょう。 ○事業者は法律を遵守して、高齢者や障がい者等の就労を支援しましょう。 ○高齢者・障がい者を雇用している事業者、事業所を応援しましょう。 ○支援が必要だと思われる方がいたら、関係機関へ相談しましょう。 ○気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。

【行政が取り組むこと(公助)】

主な取組
■就労支援の充実 ○各種就労相談窓口の情報を発信します。 ○ハローワークや事業所、関係団体との連携を強化します。 ○社会福祉事業所、関係機関との連携を図り、作業所の創出などの就労支援事業を検討します。 ■生活困窮者の自立支援 ○相談窓口の周知を行います。 ○困窮者の自立に向けた地域のネットワークづくり、社会資源の開発に努めます。 ○地域で自立した生活ができるよう、一人ひとりの状況に応じた自立支援に取り組みます。 ○生活困窮者自立支援法等に基づき、道が実施する事業等の情報提供に努めます。 ○社会福祉協議会、民生委員児童委員等地域のネットワークとの情報共有により、地域に対する日常的な見守りや支援の輪を広げていきます。

(4)住環境の整備

高齢者や障がい者向けの住まいとして、加齢や障がいといった一人ひとりの身体状況に応じて暮らしやすい構造であり、介護者の負担が軽減されるような住宅が必要です。慣れ親しんだ住宅(地域)でいつまでも安全で安心して住み続けられるよう、手すりの取付工事や段差解消など、住宅改修に要する費用の一部を助成するなど、住環境の整備を図ります。

また、誰もが地域で安心して楽しく暮らすためには、日常生活の中で外出の制約を受けることのないよう、誰にとっても利用しやすい道路・歩道や公共施設等の整備を進める必要があります。

全ての人にとってやさしいユニバーサルデザインの視点に基づいて、移動が困難な人のための公共交通や福祉交通の充実、移動しやすい歩道や子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備、誰もが安心して利用できる買い物環境の整備など、誰もが利用しやすい環境整備に努めます。

【住民が取り組むこと(自助)】

主な取組
○自分の住む住宅について、高齢者や障がい者になったときのことを意識しましょう。
○ユニバーサルデザインやバリアフリーに関する学習の場に積極的に参加しましょう。
○地域の道路・歩道について、高齢者や障がい者・乳幼児連れの保護者の気持ちに立って考えましょう。
○高齢者、障がい者等全ての人が利用しやすい生活環境づくりを心がけましょう。(障がい者用駐車スペースに駐車しない、点字ブロック上に物を置かないなど)
○利用しにくい公共施設等があった場合、行政に対して意見・要望等を伝えましょう。

【地域・団体等が取り組むこと(共助・互助)】

主な取組
○高齢者や障がい者向け住宅について、地域住民の理解を深めましょう。
○事業者はバリアフリーの情報を提供し、相談に応じるように努めましょう。
○地域の中にあるバリアフリーニーズを把握しましょう。
○ボランティアによる道路の清掃を行うなど、通行障がいの解消を図りましょう。

【行政が取り組むこと(公助)】

主な取組
■住環境の整備
○高齢者や障がい者に対する住宅改修や日常生活用具の給付等についての情報提供に努めます。
○住宅のバリアフリー化に関わる相談、助言を行います。
■道路・歩道・公共施設等の整備
○バリアフリーの考え方に基づいて、道路・歩道及び公共施設等を計画的に整備・改善していきます。



第5章 自殺対策計画

第5章 自殺対策計画

1 基本理念

日本の自殺者数は、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきたといえます。それでも自殺者数は毎年2万人を超える水準となっており、令和2年には11年ぶりに前年を上回り、特に小中高生の自殺者数は令和2年には過去最多、令和3年には過去2番目の水準になるなど、非常事態は続いており、決して楽観できる状況にはありません。こうした状況を踏まえ、国は平成18年に自殺対策基本法を施行し、様々な取組の成果もあって平成23年以降は徐々にではありますが減少傾向にあります。しかし、我が国の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺による死亡率)は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超えるという事態はいまだ続いています。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、2016(平成28)年に自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することとされました。

蘭越町では、平成29年7月に閣議決定された国の「自殺総合対策大綱」を踏まえながら、本町における自殺対策の現状と課題を明らかにした上で、地域の状況に応じた自殺対策を総合的かつ効果的に進めるため、平成31年3月に「蘭越町いのちを支える自殺対策計画」を定め、これまで具体的な施策を展開してきました。

この度、これまでの施策の推進状況を踏まえるとともに、国が令和4年10月に見直した「自殺総合対策大綱」を踏まえ、「いのちを支える自殺対策」という基本理念のもと、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、本計画を策定することとしました。



2 基本方針

■生きることの包括的な支援の推進

自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの共通の認識のもと、失業や多重債務、生活苦などの「生きることの阻害要因」を減らす取組とともに、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因」を増やす取組をすることで社会的な自殺のリスクを低下させることができます。このように「生きることの促進要因」を増やす取組として自殺対策を推進します。

■関係施策との連携による総合的な取組

自殺の危険を高める健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化などさまざまな問題に包括的に対応するため、精神保健的のみならず介護や高齢者施策、学校教育などの各施策と連携し総合的に取り組みます。

■対応のレベルに応じた効果的な連動

自殺対策として、自殺リスクを抱えた個人に対して行う「対人支援のレベル」と、その個々の支援を関係機関の連携により地域で支える「地域連携のレベル」、さらに地域連携を推進するための「社会制度のレベル」というそれぞれの段階において施策を推進していきます。

■実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る危機」として、危機に陥った場合は誰かに援助を求めることが適当であることを社会全体の共通認識とし、身近にいる自殺を考えている人のサインに早く気づき、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるよう広報活動、教育活動に取り組みます。

■関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要で、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働に取り組みます。

以上の基本方針を踏まえ、本町では町民一人ひとりが命の大切さを理解し、誰も自殺に追い込まれることのない町を目指します。

3 主な取組

自殺総合対策大綱の重点施策及び計画の基本方針を踏まえ、以下の取組を推進します。

(1)地域におけるネットワークの強化

自殺対策を担う関連機関との予防啓発や相談など連携した支援を実施することで社会全体としてのリスクの軽減を図ります。

(2)自殺対策を支える人材の育成

自殺の危険性の高い人を早期に発見し、対応を図るため、自殺のサインに気づき、声かけ、話を聞き、必要に応じ専門家につなぐ「ゲートキーパー」の役を担う人材を、地域、学校などの関係機関と連携し養成します。

(3)自殺の実態を把握し周知する

効果的な予防対策を展開するため、警察庁統計、厚生労働省統計などの情報による分析、自殺における実態の把握に努め、関係機関との情報を共有します。

(4)一人ひとりの気づきと見守りを促す

「自殺や多重債務、うつ等の自殺関連事象は不名誉で恥ずかしいものである」という間違った社会通念から脱却し、正しい知識の普及を進めるとともに、身近で悩んでいる人に声をかけ、話を聞き、必要に応じ専門機関への相談につなぎ、見守ることができるよう施策を進めます。

(5)心の健康づくりの促進

自殺の原因となる様々なストレスについて、要因の軽減、適切な対応の啓発等、職場や地域における心の健康の保持・増進のための体制整備に努めます。

(6)適切な福祉サービスの提供

うつ病、アルコール問題等の自殺の危険性の高い人の早期発見に努めるとともに、適切に精神科医療につなぐための相談体制の整備と周知啓発に努めます。

(7)社会全体の自殺リスクを低下させる

社会全体の自殺のリスクを低下させるため、精神保健福祉の視点だけでなく、経済・生活、就労、虐待等の各相談窓口の充実と連携を図り、相談窓口の周知を図ります。

(8)児童・生徒及び若者の自殺予防対策を推進

小中学校や高校、大学などライフステージに対応した自殺対策の推進と学校や社会とのつながりのない若者への対策を保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関との連携により推進します。

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

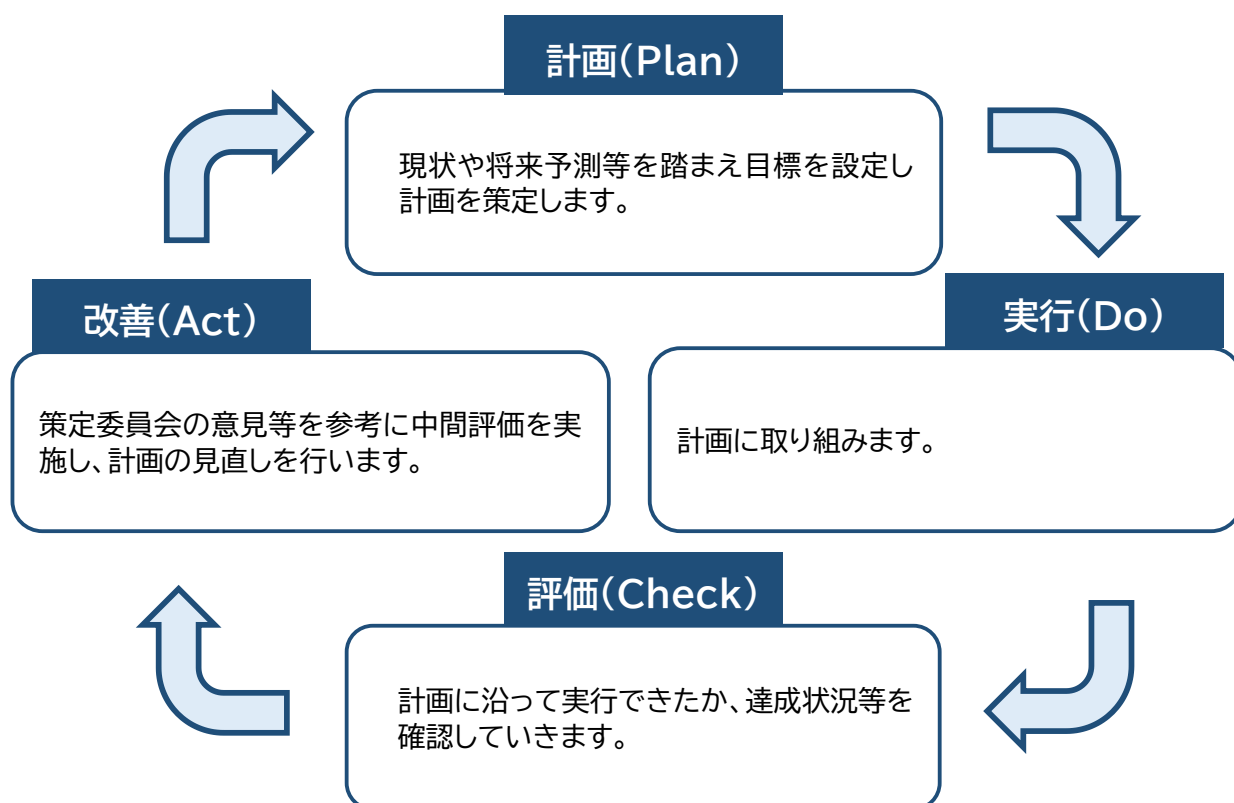
地域福祉を推進させるためには、住民をはじめ、福祉に関わるさまざまな主体が連携して取り組んでいく必要があります。また、社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉施設等、福祉活動に取り組む人たちが連携を強め、ネットワークを充実し情報の共有を図ることによって、問題の早期発見・早期解決につながることができます。

今日の複雑多様化する保健・医療・福祉等の課題に対して、迅速かつ効果的に対応するために、町の担当部局のみならず、福祉関係機関との連携、関係部局との連絡調整など、互いに協力し合う体制をつくり、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実させていきます。

2 計画の公表と進行管理

この計画は、地域に暮らす全ての住民の計画ですので、計画本計画の実施状況に係る情報を、広く住民に周知していくため、広報紙やホームページ等、さまざまな媒体を活用して、住民が施策や取組内容を十分に理解し、地域福祉を推進できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。

計画に盛り込んだ施策の進捗状況については、PDCAサイクルに基づき、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取組内容の見直しを行っていきます。



参 考 资 料

参考資料

1 蘭越町地域福祉計画策定委員会名簿

	区 分	所属・役職名	氏 名
1	社会福祉関係の 事業者	特別養護老人ホーム一灯園 園長	○ 大 迫 克 司
2		北海愛星学園 施設長	亀 尾 浩
3		蘭越町社会福祉協議会 会長	◎ 難 波 修 二
4	社会福祉に関する 活動を行う者	蘭越町身体障がい者相談員 蘭越町身体障害者福祉協会 会員	作 田 正
5		蘭越町老人クラブ連合会 会長	栗 本 猛
6		蘭越町ボランティア活動登録者連絡会 会長	楠 村 淳 子
7		蘭越町民生委員児童委員協議会 会長	住 吉 邦 幸
8		蘭越町地域活動推進協議会 会長	尾 路 謙
9		学校法人 蘭越ひばり学園 理事長	黒 萩 玲 子
10		蘭越町社会福祉協議会 事務局長	中 田 潤 一
11	学識経験者	人権擁護委員	徳 光 茂
12		蘭越町PTA連合会 会長	朝比奈 隆 之
13	公募により選考 された者		西 川 秀 昭

◎ 委員長、○ 副委員長

2 蘭越町地域福祉計画策定委員会の組織及び運営に関する規則

○蘭越町地域福祉計画策定委員会の組織及び運営に関する規則

令和2年3月23日

規則第18号

令和5年11月2日

規則第25条

(趣旨)

第1条 この規則は、蘭越町附属機関設置条例(令和2年蘭越町条例第1号)により設置した蘭越町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関し調査検討を行う。

- (1) 地域福祉計画の策定及び当該計画の見直しに関すること。
- (2) 当該計画の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係の事業者
- (2) 社会福祉に関する活動を行う者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募により選考された者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は6年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、検討部会を設置することができる。

2 検討部会に部会長及び副部会長各1人を置き、当該検討部会を構成する委員が互選する。

3 部会長は、検討部会を代表し、検討部会の議事を整理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。